Ⅳ　都区財政調整制度と協議の現状

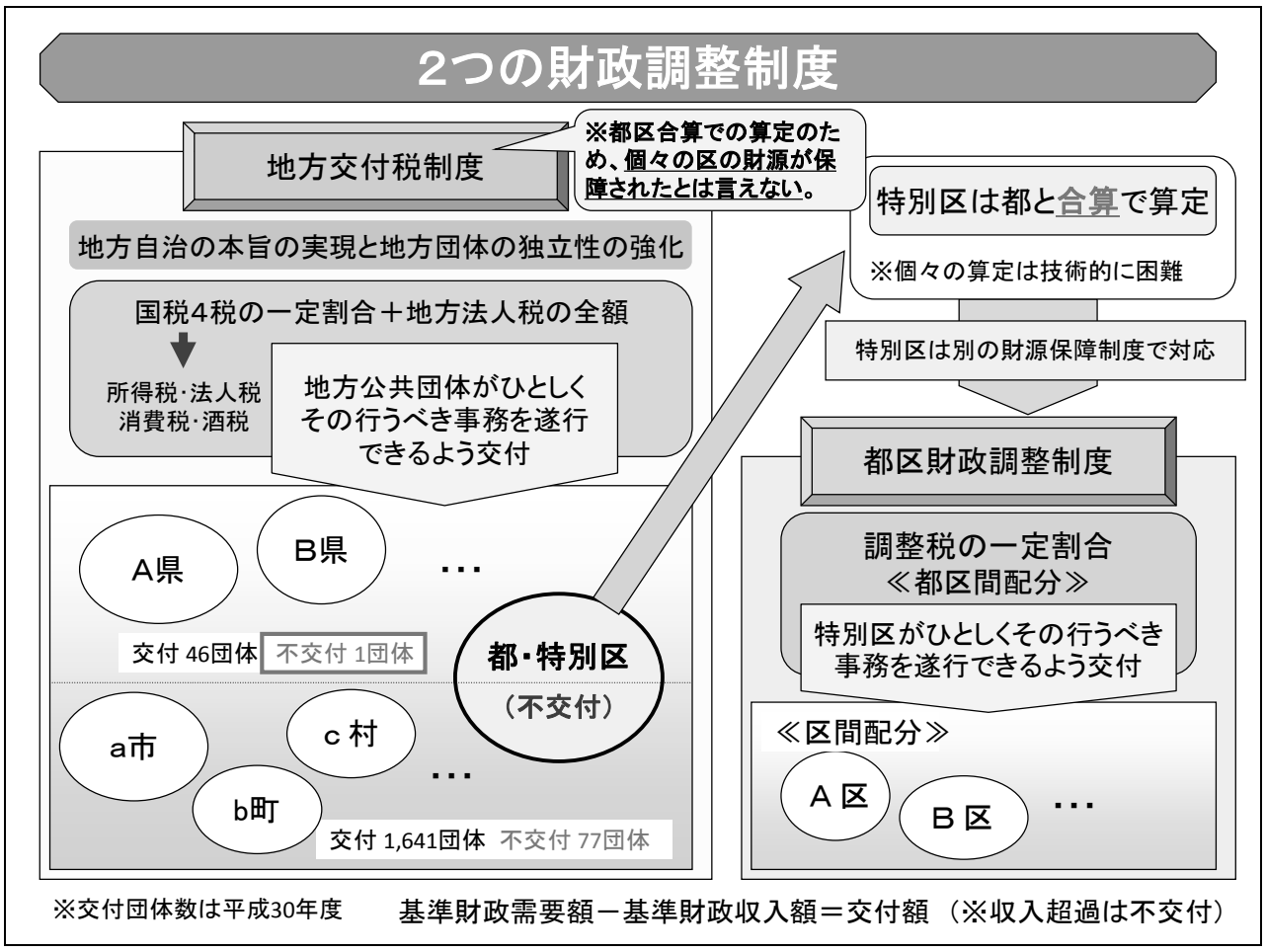

都区財政調整制度が必要な理由

- 大都市としての一体性･統一性を確保するため、事務配分や課税権の特例に対応した財源保障制度が必要
- 都に留保される事務に市町村税を充てるため、都区間の財源配分が必要
  ⇒都と特別区の財源配分機能
- 特別区相互間に著しい税源の偏在がある中で、行政水準の均衡が必要
  ⇒特別区の財源保障機能、財源調整機能

特別区に関する財政制度上の特例措置

項　　目	特別区の特例	特例が置かれている理由
市　町　村　税 （地方税法）	○以下の税目は都が課税 （普通税） ・市町村民税法人分 ・固定資産税 ・特別土地保有税	○以下に該当する税を都区財政調整の財源とするため ・特別区相互間において特に税源の偏在が見られる税であること ・都と特別区の財源調整を賄うに足る規模を有すること ・税の使途が制限されていないこと
	（目的税） ・事業所税 ・都市計画税	○事業所税の目的である都市環境の整備事業は広域的な地域を視野に入れて事業展開することが必要 ○都市計画税の目的である都市計画事業のかなりの部分を都が実施、また固定資産税を都が課税
交　付　金 （地方税法）	○以下の交付金は都に交付 ・国有資産等所在市町村交付金 ・国有提供施設等所在市町村交付金	○都が課税する固定資産税に関連する代替措置であるため
地方譲与税 （各譲与税法）	○以下の譲与税は都に譲与 ・特別とん譲与税	
地方交付税 （地方交付税法）	○都区合算（特別区の区域全体を一の市町村とみなし都分と合算算定、都に交付）	○全国の普遍的・標準的な行政水準を確保する交付税制度の中で、都区間の事務や財源区分等の特例に応じた個別算定は技術的に極めて困難 ○交付税制度と都区財政調整制度が相まって都区双方の財源を保障
財　政　調　整 （地方自治法）	○以下の税目（調整税）の一定割合を財源に都が区に特別区財政調整交付金を交付 ・市町村民税法人分 ・固定資産税・特別土地保有税 ○都区財政調整に関して都区協議会で協議	○大都市の一体性・統一性を確保するため、事務配分や課税権の特例に対応した財源保障制度が必要 ○都に留保される事務に市町村税を充てるため、都区間の財源配分が必要 ○特別区相互間に著しい税源の偏在がある中で、行政水準の均衡が必要
地　方　債 （地方財政法）	○地方債を起こす場合、区の普通税以外に都の調整税についても標準税率未満である場合には都知事の許可が必要	○調整税は、特別区民にとって基幹的な税であり、都区財政調整制度を通じて特別区の固有財源的な性格を持つことから、世代間の負担公平の確保が必要

市町村税等の都区配分の状況

（単位：千円）

区分			都	29年度決算	区	29年度決算	備考
市町村税	普通税	特別区民税（個人分）			○	973,175,898	
		市町村民税（法人分）	◎ (45%)	618,106,426 (278,147,892)	(55%)	(339,958,534)	（配分割合で按分後の数値）
		固定資産税		1,192,888,354			
		純固定資産税	◎ (45%)	1,183,108,090 (532,398,641)	(55%)	(650,709,450)	（配分割合で按分後の数値）
		国有資産等所在市町村交付金	○	9,780,264			
		軽自動車税			○	3,799,697	
		特別区たばこ税			○	77,341,900	
		鉱産税			○	0	
		特別土地保有税	◎ (45%)	0 (0)	(55%)	(0)	（配分割合で按分後の数値）
		法定外普通税			○	440,500	
		計	63.19% (28.63%)	1,810,994,780 (820,326,797)	36.81% (71.37%)	1,054,757,995 (2,045,425,979)	（配分割合で按分後の数値）
	目的税	入湯税			○	292,996	平成１２年４月区移管
		事業所税	○	104,731,064			
		都市計画税	○	230,453,430			
		水利地益税					課税していない
		共同施設税					課税していない
		宅地開発税					課税していない
		法定外目的税					平成１２年４月制度創設
		計	99.91% (99.91%)	335,184,494 (335,184,494)	0.09% (0.09%)	292,996 (292,996)	（配分割合で按分後の数値）
	合計		67.04% (36.10%)	2,146,179,274 (1,155,511,291)	32.96% (63.90%)	1,055,050,991 (2,045,718,975)	（配分割合で按分後の数値）
税交付金		利子割交付金			○	3,982,826	
		配当割交付金			○	16,438,556	平成１６年４月から区に交付
		株式等譲渡所得割交付金			○	16,544,067	平成１６年４月から区に交付
		地方消費税交付金			○	236,248,403	
		ゴルフ場利用税交付金			○	38,150	平成１２年４月から区に交付
		軽油取引税・自動車取得税交付金			○	7,738,497	
		地方特例交付金等			○	4,681,661	
		計				285,672,160	
地方譲与税等		地方揮発油譲与税			○	3,909,416	平成２１年４月から区に交付
		地方道路譲与税			○	0	
		特別とん譲与税	○	341,780			
		自動車重量譲与税			○	9,582,448	
		航空機燃料譲与税			○	985,170	平成１２年４月から区に交付
		交通安全対策特別交付金			○	926,044	
		国有提供施設等所在市町村助成交付金	○	29,933			
		計		371,713		15,403,078	
合計			61.28% (33.00%)	2,146,550,987 (1,155,883,004)	38.72% (67.00%)	1,356,126,229 (2,346,794,213)	合計 3,502,677,216 （配分割合で按分後の数値）

（注） ◎は都区財政調整の調整税。参考として（　）内に平成２９年度の都区間の配分割合で按分した数値を記載した。

都区間の財源配分の状況（H29年度決算）

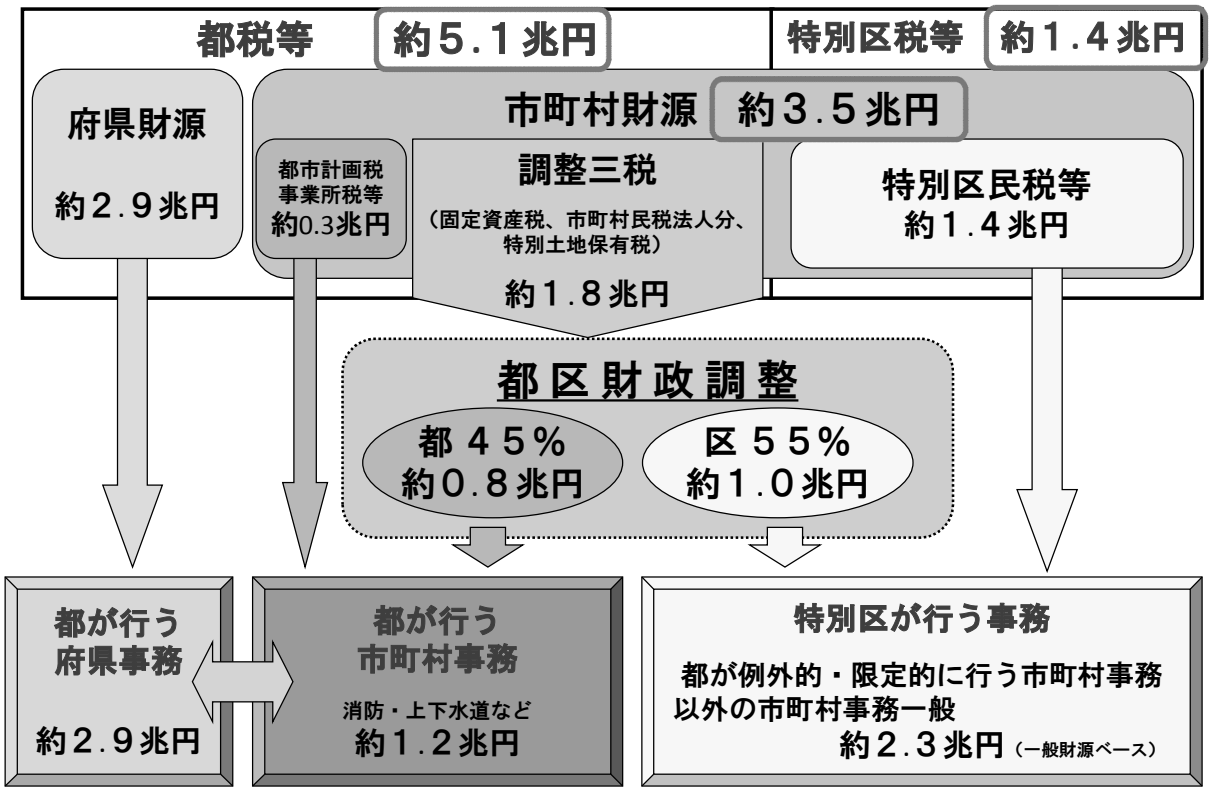

特別区財政調整交付金の規模（H29年度決算）

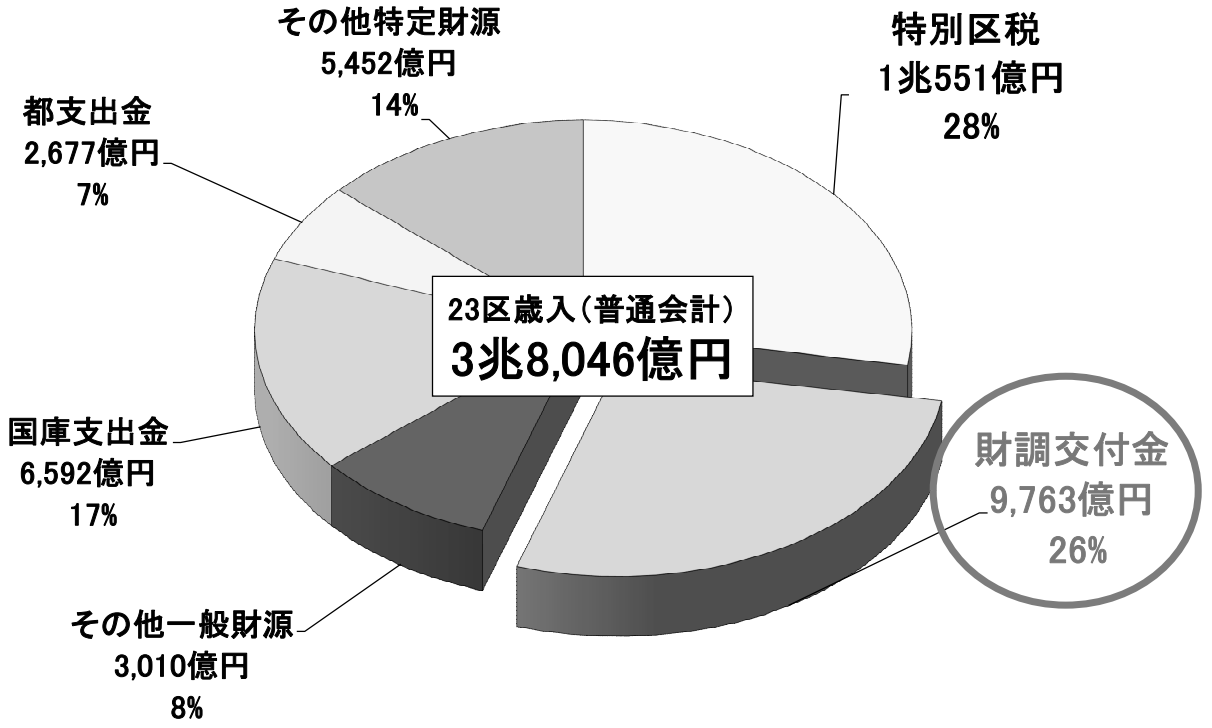

都区財政調整制度のあらまし

１　都区財政調整制度の意義

都と特別区の間には、他の自治体には見られない、財政調整の仕組みがあります。これは、高度に人口が集中する大都市地域における行政を、広域自治体である都と基礎自治体である複数の特別区の特別な分担関係で処理する都区制度に対応した財政上の特別な制度です。

まず、通常基礎自治体が行っている事務のうち特別区の区域を通じて一体的に処理する必要のある事務（上下水道、消防等）を都が処理する特例に対応して、それに見合う基礎自治体の財源を都にも配分する必要があります。

また、個々の特別区の間には著しい税源の偏在があり、特別区の区域の行政が大都市地域としての均衡を保つためには、特別区間の財源調整を行って、必要な財源を担保する必要があります。

このため、通常基礎自治体の財源とされる税の一部を都が都税として徴収し、都区の協議により、都区間及び特別区間の財政調整を行っており、この仕組みを都区財政調整制度といいます。

平成12年に施行された都区制度改革(注１)によって、従来政令に委ねられていた都区財政調整制度は、地方交付税と並ぶ法律上の財源保障制度として特別区の財政自主権を支えるものとなりました。

この制度は、地方交付税において都区が合算で算定されている代わりに、特別区全体及び個々の特別区の財源保障を行う役割を果たしているものでもあります。

（注１）都区制度改革 ： 平成12年4月、大都市地域における行政の一体性・統一性の確保に配慮しつつ、特別区の自主性・自立性を強化した改革。その結果、都は広域自治体として、特別区は基礎的自治体として法に明記され、都区間の役割分担及び財源配分の原則が定められた。

２　都区財政調整の目的

都区財政調整の目的は、①都と特別区の間の財源の均衡化を図ること、また、②特別区相互間の財源の均衡化を図ること、さらに、③特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保することにあります。

この趣旨に従って、都は条例で特別区財政調整交付金を交付しています。（自治法第282条第１項）

３　特別区財政調整交付金の性格

自治法第282条第2項は、都は、都が賦課徴収する市町村税のうち、固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税（この３税を「調整税」という）の収入額の一定割合を、「特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように」交付することを定めています。

このことは、都と区の事務配分に応じて、調整税の収入額の一定割合を特別区の「固有財源」として保障するものです。都区制度改革により、法に明記されたことでその性格が一層明確になりました。

この特別区財政調整交付金は、特別区の一般財源であり、その使途は各区の自主的な判断に任されており、国や都がその使途を制限したり、条件をつけることはできません。

４　都区間の協議

都区財政調整は、都税として徴収される三税を原資として、東京都の条例に基づき、特別区への配分割合と算定方法が定められ、都の予算に計上されて、特別区に交付されます。都が条例を定めるに当たっては、都区協議会(注２)という法定の協議組織の意見を聴く必要があり、そのための事前協議の組織として、都区財政調整協議会を設けて毎年度都区間で協議を

行っています。

都区協議会は、都知事をはじめとする都の理事者と、特別区の区長の代表者で構成されており、また都区財政調整協議会は、都の行政部長をはじめとする理事者と、特別区の副区長の代表者等で構成されています。なお、都区財政調整協議会の下に、実務的な検討を行う幹事会が設けられています。

東京都は、この協議での合意を受けて、条例改正、予算措置を行って、条例に基づく一定の基準により特別区ごとの需要額と収入額の計算を行い、不足分を交付します。

（注２）都区協議会 ： 地方自治法の規定に基づき、「都及び特別区の事務の処理について、都と特別区及び特別区相互間の連絡調整を図るため」都と特別区が共同で設ける必置機関（自治法第282条の２）。都知事が特別区財政調整交付金に関する条例を制定する場合は、あらかじめ都区協議会の意見を聴かなければならないとされている。

５　交付金の総額

交付金の総額は、都が特別区の区域で賦課・徴収する市町村税のうち、固定資産税、市町村民税法人分及び特別土地保有税の収入額に条例で定める一定割合を乗じた額です。

現在の配分割合は５５％となっています。これは、都区間の事務配分に応じて定められるものであり、税財政制度の改革や都区の役割分担の変更等があった場合に変更することとされています。

なお、現在都が処理している事務のうち基礎自治体の財源で処理すべき範囲が明確にされていないため、都区間の役割分担の明確化とそれに応じた財源配分の整理が以前から課題とされています。

交付金の総額 ＝（ 固定資産税 ＋ 市町村民税法人分 ＋ 特別土地保有税 ）×一定割合（55%）

６　交付金の種類

交付金には、普通交付金と特別交付金の２種類があります。

普通交付金の総額は、交付金の総額に100分の95を、特別交付金の総額は、交付金の総額に100分の5を乗じて得た額に相当する額です。

（１）普通交付金

基準財政需要額(注３)が、基準財政収入額(注４)を超える区に対し交付されます。

（２）特別交付金

普通交付金の算定期日(注５)後に生じた災害等により特別の財政需要があるなどの事情がある区に対して、当該区の申請に基づき年2回に分けて交付されます。

（注３）基準財政需要額 ： 各特別区が標準的水準で行政を行う場合に必要な経費のうち一般財源で賄うべき額を一定の基準により算定したものをいう。

（注４）基準財政収入額 ： 各特別区の一般財源収入額を一定の基準で算定したものをいう。

（注５）普通交付金の算定期日 ： 毎年度４月１日現在により、算定する。

７　普通交付金の算定

（１）算定の考え方

各特別区に交付される普通交付金の額は、交付金の総額の範囲内で、地方交付税に準じた方法で算定されます。

（２）算定方法

各区に交付されるべき普通交付金の額は、各区ごとに算定された財源不足額であり、次

の式で表されます。

財源不足額 ＝ 基準財政需要額 － 基準財政収入額

（３）基準財政需要額の算定

基準財政需要額は、各特別区が標準的な行政を賄うのに必要な経費について、国庫支出金等の特定財源を充てる分は除き、一般財源で対応すべき額を算出するものです。

具体的には、特別区の平均的な規模である35万人規模の団体を想定し（これを「標準区」といいます。）、そこでどのような経費が標準的に必要となるかを設定し、これをもとに、人口規模等に応じて増減させることにより、各特別区の必要額を積算する手法がとられています。

これは、算定を合理的に行うとともに、各特別区の自主的な財政運営に支障が生じないよう、できる限り自動的、客観的な方法で算定しようとするものです。

ア　経費の種類

基準財政需要額は、経常的経費と投資的経費に分かれ、さらに民生費や土木費等の各費目に区分されています。

経常的経費には、議会総務費、民生費、衛生費、清掃費、経済労働費、土木費、教育費、その他諸費の８費目、投資的経費には、その他諸費を除く７費目があります。

イ　算定方法

具体的な算定は、費目ごとに次の式によって積算した額を合計して求められます。

単位費用(注６) × 測定単位(注７) × 補正係数(注８)

測定単位とは、それぞれの費目ごとに、最も相関すると考えられる指標（人口や道路面積等）であり、それぞれの費目ごとに標準区で設定した必要経費を標準区の測定単位で割り返したもの（測定単位が人口であれば、一人当たりの必要経費となります。）が単位費用です。

この単位費用に各特別区の測定単位の数値を掛け合わせて、それぞれの特別区の必要額を算出することになりますが、実際の必要経費は、単純に測定単位の大きさに正比例して増減するわけではありません。

そこで、実際の姿とかけ離れた算定にならないよう、一定の補正を行うのが、補正係数です。

（注６）単位費用 ： 標準区（特別区の標準的な人口規模である35万人の団体を想定したもの）における費目ごとの測定単位あたりの一般財源所要額。

（注７）測定単位 ： 費目ごとに、最も相関すると思われる指標として設定したもの（人口、道路面積、児童数等）。

（注８）補正係数 ： 団体の規模に正比例しない経費について、実際の所要額とかけ離れた算定にならないよう、測定単位の数値を補正する係数。

（４）　基準財政収入額の算定

基準財政収入額は、基準財政需要額に充てられる各特別区の特別区税や地方譲与税等の一般財源収入額を見込むものです。

このうち、地方譲与税等及び地方消費税交付金のうち地方消費税率引上げに伴う増収分以外は、見込額の85％分を基準財政収入額として算定し、15％分は、各特別区が基準財政需要額に相当する経費以外の財源に使えるようにしています。

特別区全体の見込額をもとに、税目等ごとの過去３ヵ年の構成比等により各特別区の額が算定されます。

基準財政収入額 ＝（ 標準的な地方税収入見込額 × 85％ ）＋地方譲与税等及び地方消費税交付金のうち地方消費税率引上げに伴う増収分の見込額

特別区財政調整交付金算定の仕組み

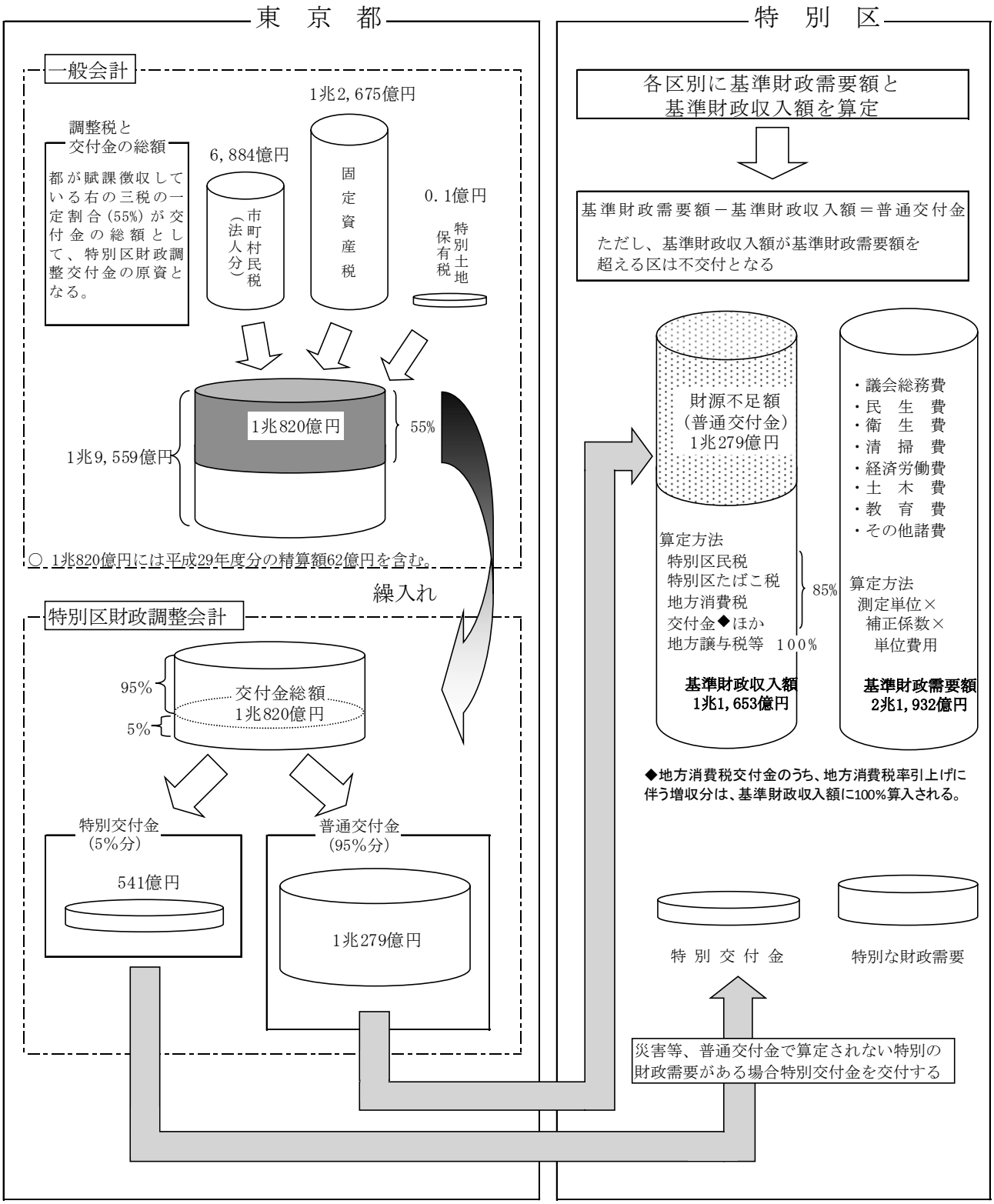

※図中の数値は、平成31年度フレーム(都区財政調整方針に基づく算定見込額)に基づく数値である。
※端数の調整により合計が合わない場合がある。

交付金の算定方法

①基準財政収入額

基準財政収入額の算定方法

特別区税・税交付金の見込額 × 基準税率85%

※標準的な収入歩合で算定

＋

地方譲与税等の見込額

自主税源の考え方

基準税率外の15%

＋

「その他行政費」

（特別区民税等の10%相当額を人口等で算定）

※特別区の財源の均衡を配慮

25%を確保＝市町村並み

区別算定方法

各税目の当初フレーム額 × 当該区の前3ヵ年決算調定額 ／ 23区全体の前3ヵ年決算調定額

☆三位一体改革の影響対応

※特別区民税・・・H19～21（特例的算定）

※特例加減算額の設定

・・・税源移譲分の影響100%算入

☆財調と地方交付税

	財調	地方交付税
基準税率があるもの	85% 地方税 （特別区民税、特別区たばこ税　等） 税交付金 （地方消費税交付金※　等） 地方特例交付金	75% 地方税 税交付金 市町村交付金 地方特例交付金
100%算入	地方譲与税 交通安全対策特別交付金	地方譲与税 交通安全対策特別交付金

※地方消費税率引上げに伴う増収分については100%算入

②基準財政需要額

基準財政需要額の算定方法

単位費用 ・・・測定単位当たりの必要経費（一般財源）

（標準区経費÷経費種類ごとに設定の標準規模）

Ex. 人口35万人、道路面積2,322,000㎡など

×

測定単位 ・・・経費種類ごとに需要額を的確・客観的に算定するための指標　Ex. 各区の人口、道路面積など

※要件：需要額との相関性が高い、客観的、信頼性

×

補正係数 ・・・測定単位に正比例しない行政需要等を反映

※種別補正、段階補正、密度補正、態容補正の4種

H30財調ベースで122種の補正

種　類	補正の必要性（例示）
種別補正	同じ道路面積でも、幅員によって単価が異なる
段階補正	人口規模によって、一人当たり経費が割安又は割高になる
密度補正	同じ人口規模でも、区によって対象者の出現率が異なる
態容補正	地域的条件の違い等によって、23区一律に算定できない

基準財政需要額及び基準財政収入額の算定例

（平成30年度）

標準区とは、単位費用を算出するために、人口等の測定単位が23特別区の平均に近い標準的な行政規模をもつと想定した架空の特別区である。

【標準区】…人口35万人の特別区を想定

（例）経常的経費　民生費　社会福祉費

基準的経費	
社会福祉総務費	677,514,842円
女性福祉資金貸付金	2,032,999円
基準的経費合計　A	9,371,854,919円
特定財源	
分担金及び負担金	74,124,375円
国庫支出金	2,914,792,000円
特定財源合計　B	4,496,777,375円
差引一般財源　C＝A－B	4,875,077,544円
測定単位の数値　D	350,000人
単位費用　E＝C／D	13,929円

次の補正係数の連乗加算

- 段階補正係数(a)----- 1.043
  固定費の影響を補正
- 密度補正係数Ⅰ(b)--- 0.999
  心身障害者福祉手当及び難病手当支給件数の多少による経費の増減を補正
- 密度補正係数Ⅱ(c)--- 1.015
  自立支援医療（更生医療）のうち生活保護受給者のレセプト件数の多少による経費の増減を補正
- 態容補正係数Ⅰ(d)--- 1.000
  福祉型児童発達支援センターの管理運営経費を加算
- 態容補正係数Ⅱ(e)--- 1.202
  福祉サービス安定化事業に係る経費を加算
- 連乗加算の方法
  a+(b-1)+(c-1)+(d-1)+(e-1)

【Ａ区（人口214,603人）の基準財政需要額】

（例）経常的経費　民生費　社会福祉費

単位費用 × 測定単位 × 補正係数 ＝ 算定額

13,929円/人 ×（214,603人 × 1.259）＝ 3,763,407千円

H30.4.1現在
日本人人口+外国人人口

補正後の測定単位の数値
270,185人

経常的経費	
議会総務費	6,845,290千円
民生費	
社会福祉費	3,763,407千円
老人福祉費	3,219,348千円
生活保護費	3,855,536千円
投資的経費	
合計	55,807,477千円

【Ａ区の基準財政収入額】

23区全体の基準財政収入見込額
× Ａ区の決算調定額のシェア

特別区民税	843,500,070千円 × シェア
軽自動車税	3,299,105千円 × シェア
合計	19,197,779千円

【Ａ区の普通交付金算定】

普通交付金（＝財源不足額） ＝ 基準財政需要額 － 基準財政収入額

36,609,698千円 ＝ 55,807,477千円 － 19,197,779千円

普通交付金区別算定額（平成30年度再調整後）

単位：百万円

	基準財政需要額	基準財政収入額	普通交付金
千代田	27,461	23,986	3,474
中央	50,140	31,025	19,114
港	59,993	74,118	0
新宿	77,494	50,263	27,231
文京	50,955	33,113	17,842
台東	50,531	23,802	26,729
墨田	66,863	26,669	40,194
江東	113,674	55,438	58,236
品川	96,183	50,355	45,828
目黒	58,269	43,802	14,467
大田	153,023	80,902	72,121
世田谷	175,259	120,970	54,288
渋谷	51,341	48,660	2,681
中野	71,962	36,105	35,857
杉並	109,993	67,092	42,901
豊島	65,715	34,579	31,136
北	86,994	32,204	54,789
荒川	57,771	19,198	38,573
板橋	120,057	51,718	68,339
練馬	156,041	72,080	83,961
足立	163,314	56,365	106,949
葛飾	113,920	38,630	75,290
江戸川	152,883	60,451	92,432
計	2,129,833	1,131,526	1,012,433

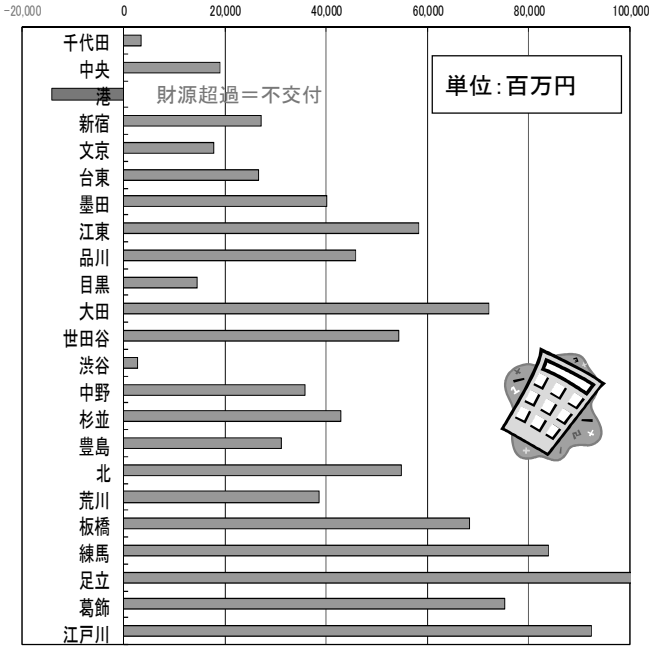

歳入決算額と財調算定額との関係（平成29年度決算）

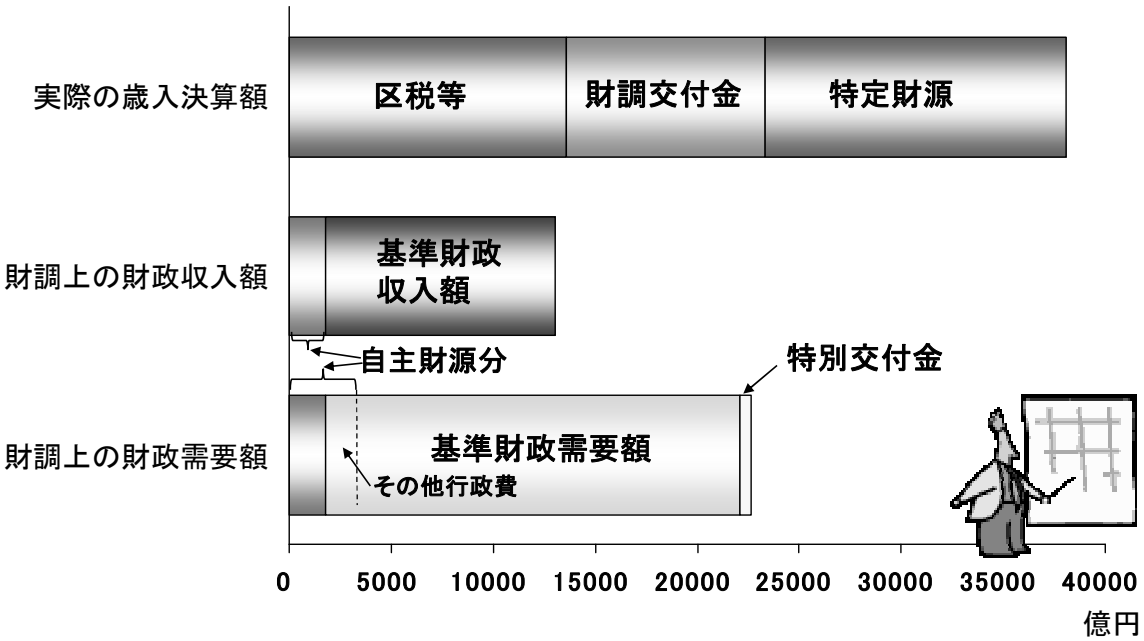

都区財政調整関係協議の主な経緯

年　次	都 区 間 配 分	需要算定（区間配分）
昭和５０年 （都区制度改革）	移管等に伴う変更 ***（40%⇒43%、44%）*** ※配分のあり方は別途検討	一件算定⇒単位費用化
昭和５４年～ （都財政再建）	都区双方の決算を基礎に配分検討 ※分析結果は合意に至らず、引続きの検討課題に	都補助金の財調振替え
平成４年～ （バブル崩壊の影響）		需要算定の繰延べ措置
	平成 10 年度財調⇒繰延べ措置の決着 ※小中学校改築経費の財源措置は都区制度改革時に協議	
平成１０年 （自治法改正）	大都市事務決算分析 ※分析結果は合意に至らず （方式自体の限界）	
平成１２年 （都区制度改革）	清掃事業の移管等に伴う変更 ***（44%⇒52%）*** ※配分割合の変更事由を確認（税財政制度の改正や役割分担変更等） ※役割分担を踏まえた財源配分のあり方は別途協議（主要５課題）	需要算定の改善合理化 普通交付金 95%⇒98%
平成１５年～	主要５課題協議 ※都の大都市事務分析の結果は合意に至らず ※財源配分のあり方は、今後の都区のあり方の検討結果に従い整理	
平成１９年	当面の配分率決着 ***（52%⇒55%）*** ・三位一体改革の影響　2% ・都補助金の区自主事業化　1% 都区のあり方検討を開始 （事務配分、区域、税財政）	特別交付金 2%⇒ 5% 区側の自主的な調整結果反映の取組みを強化

都区財政調整基準財政需要額の推移

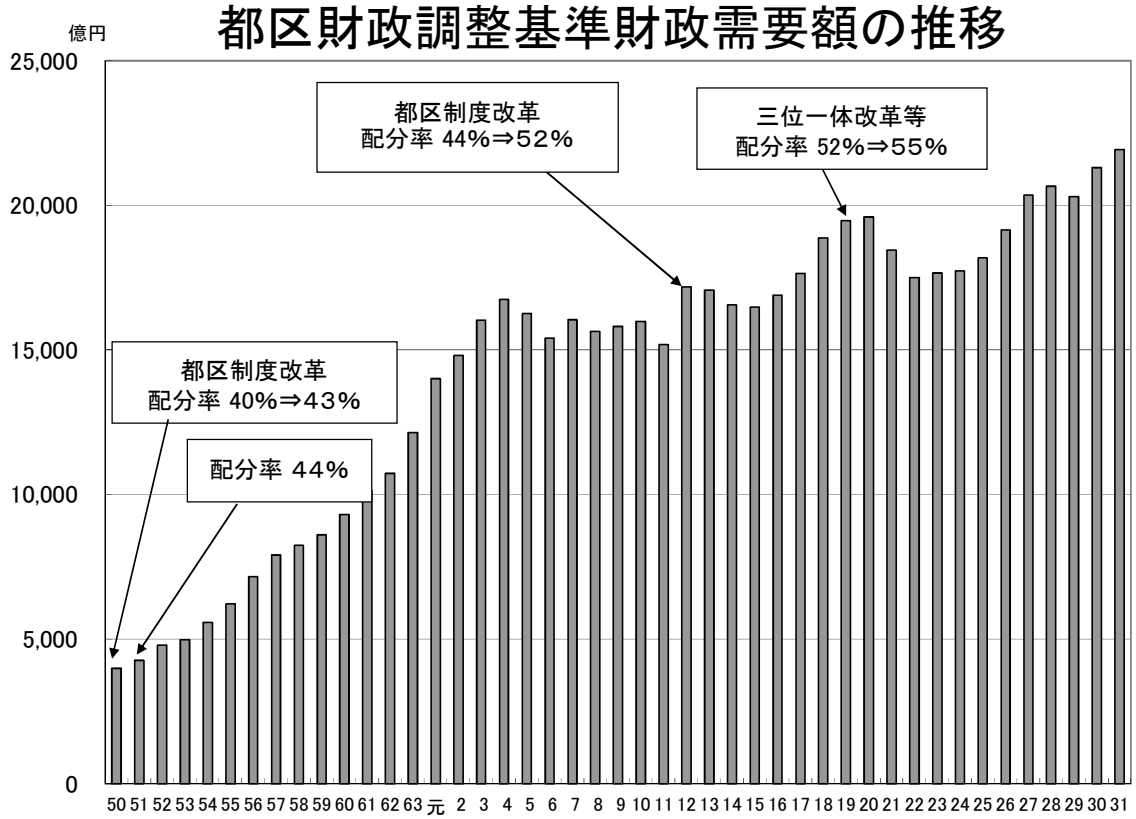

都区間配分割合変更の考え方

- 配分割合は中期的に安定的なものとし、大規模な税財政制度の改正があった場合、都と特別区の事務配分または役割分担に大幅な変更があった場合、その他必要があると認められる場合に変更する。

※ H12.3.28 都区協議会「都区制度改革実施大綱」

事　例

- 平成12年度　44 ⇒ 52%
  - 清掃事業の移管ほか　8%
- 平成19年度　52 ⇒ 55%
  - 三位一体改革の影響　2%
  - 都補助事業の区自主事業化　1%

※現行配分割合の妥当性は未決着　⇒都区のあり方検討の結果で整理

都区財政調整協議の流れ

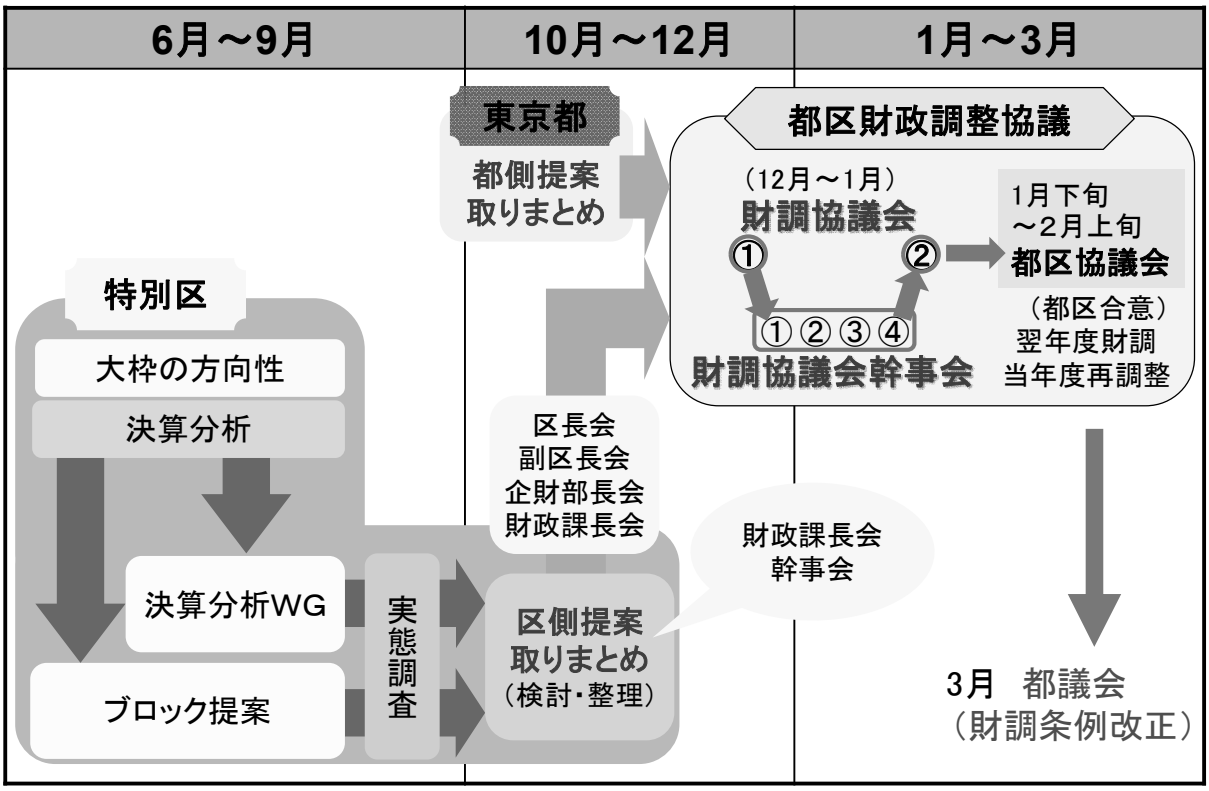

平成31年度都区財政調整区側提案事項

- 大規模な税制改正や、特別区における児童相談所の設置など都区の役割分担の変更等が行われる場合には、その影響額を見極めたうえで、特別区に必要な需要額が担保されるよう配分割合の見直しを行うこと。
- 幼児教育無償化や改築需要集中期への対応など特別区の実態を踏まえ、主体的に調整を図った区側提案を基本に、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう整理すること。
- 特別交付金、減収補填対策、都市計画交付金及び児童相談所関連経費について、課題の解決に向けて具体的な検討を進めること。

平成３１年度都区財政調整協議結果のポイント

◇「平成 31 年度税制改正大綱」により、地方法人課税の偏在是正を名目とした不合理な改正の実施が決定されるなど、引き続き都区を取り巻く財政環境が厳しい中での協議

基準財政収入額　11,653 億円（前年度比 338 億円増　3.0%）
基準財政需要額　21,932 億円（前年度比 900 億円増　4.3%）
交付金の総額　10,820 億円（前年度比 592 億円増　5.8%）

◇変更事由に該当する状況が無いため、配分割合の見直しは主張せず

＜参考＞ 平成 12 年 3 月 28 日 都区協議会「都区制度改革実施大綱」
「配分割合は中期的に安定的なものとし、大規模な税財政制度の改正があった場合、都と特別区の事務配分または役割分担に大幅な変更があった場合、その他必要があると認められる場合に変更する。」

（例）平成１２年度　４４ ⇒ ５２％（清掃事業の移管ほか　８％）
平成１９年度　５２ ⇒ ５５％
（三位一体改革の影響 ２％、都補助事業の区自主事業化 １％）

◇既算定経費の全般的な検証により、防災対策経費や住民基本台帳整備費・賦課徴収費など区側の自主的な調整結果を反映させて、実態に見合った基準的需要を確保

（新規 17、算定充実 13、見直し 4、算定方法改善等 12、その他 1）

＜参考＞ 平成 31 年度都区財政調整協議に向けた大枠の方向性（30.6.15 区長会総会決定）
「自主・自律的な区間調整の一環として、引き続き現行算定の妥当性をあらゆる視点から検証するとともに、各区の自主性が担保される算定に改めていくことを基本とする。」

◇都区財政調整協議上の諸課題は、議論が噛み合わず、引き続き今後に持ち越し

〇特別交付金

・現行のルールに基づく算定では、透明性・公平性が十分に確保できているとは言えないことから、より透明性・公平性の高い普通交付金の割合を高めることを提案した。

・しかしながら、都側は、「現行割合を変更する必要はなく、現行のルールに基づく算定は、透明性・公平性の確保の観点からも大きな問題はない」などと主張し、協議が整わなかった。

〇調整税の減収対策のあり方

・一般の市町村が採りうる減収補填対策に見合う対応策を特別区だけが講じられず、それに代わる方法すら無いのは、制度上問題であり、予め不測の事態を想定して対応策を議論すべきことを主張し、どのように対応することを想定しているのかなど、制度上の問題について都側の見解を求めた。

・しかしながら、都側からは、「区ごとの財政運営上の必要性を踏まえた具体的な検証が必要である」との主張が繰り返され、見解を一致させることができず、協議が整わなかった。

〇都市計画交付金　※31 年度予算 200 億円（都市計画税 2,490 億円）

・制度の抜本的な見直しとともに、都市計画決定権限等を含めた都市計画事業のあり方についての協議体を設置することなどを提案した。特に交付率については、都市計画交付金の実績に見合う配分の妨げとなっているだけでなく、交付金に執行残が生じる要因となっていることから、少なくとも執行残が生じることのないよう、早急な見直しを行う

よう求めた。
・しかしながら、都側は、「各区から直接、現状や課題などを聞きながら対応する」、「交付率についても、各区における事業の実施状況に応じて、算定要領に基づき、弾力的な運用を図っている」などと主張し、具体的な議論ができなかった。

○児童相談所関連経費

・平成 32 年度開設予定区の政令指定申請が間近に迫っているため、関連経費の財調上の取扱いについて、今年度の協議で明確にすることが必須であること、また、特別区の児童相談所設置は、法改正の趣旨に沿ったものであり、自主的な意向のみで進めているものではないことを主張した上で、関連経費については、基準財政需要額に算定し、都区間の配分割合を変更すること、準備経費を特別交付金で全額算定することを提案した。
・しかしながら、都側は、「一部の区がその自主的な意向に基づき進めている」、「『特別区がひとしくその行うべき事務』であるかどうかについて慎重に検討する必要がある」、また「配分割合変更の有無について議論できる段階ではない」などと主張し、具体的な議論ができなかった。

（役割分担の変更について）
・特別区が政令指定を受け、児童福祉法に基づき児童相談所を開設した場合、当該区の区域においては、関連事務が法的に都から区へ権限が移ることについては、都区の認識が一致した。

（行うべき事務について・財調算定について）
・地方交付税法逐条解説によれば、「地方団体がひとしくその行うべき事務」は、法律、政令により義務づけられた事務より広いと解釈されていること、また、法定事務の地方交付税上の算定について、法令により処理することを義務づけられている事務は当然含まれると解釈されていることから、児童相談所関連事務についても、当然に「行うべき事務」に含まれ、財調算定すべきことを主張した。
・また、地方交付税上の取扱いに鑑み、平成 32 年度に 3 区が児童相談所を設置した場合、当然に平成 32 年度から需要を財調算定すべきことを主張した。
・しかしながら、都側は、同逐条解説において、「結局のところ、その時々の経済的、社会的、文化的諸条件を考慮して決定されるべきものであろう」とされていることから、「経済的諸条件として調整税の税収状況を見て判断する必要がある」、また、標準区経費としては、「『合理的かつ妥当な水準』について慎重に検討する必要がある」と主張し、見解が一致しなかった。

（配分割合の変更について）
・平成 12 年の都区制度改革の際、「都と特別区の事務配分又は役割分担に大幅な変更があった場合」、配分割合の変更事由にあたることを確認しており、児童相談所の移管は、「役割分担の大幅な変更」にあたることから、その規模に応じて配分割合を変更すべきと主張した。
・しかしながら、都側は、「現時点で算定すると合意していない需要について、配分割合変更の有無について議論できる段階ではない」とし、見解が一致しなかった。

（準備経費について）
・特別区における児童相談所の設置は、法の要請に基づくものであることから、過年度分も含め、全額算定することを提案した。
・しかしながら、都側は、「過年度分は算定対象とはならない」とし、見解が一致しなかった。

都区協議会における特別区長会会長発言概要

平成３１年１月３０日

今年度の都区財政調整協議は、平成 31 年度税制改正において、「都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展する」という名目のもと、地方法人課税の更なる見直しが行われるなど、引き続き都区を取り巻く財政環境が厳しい中での協議となった。

私どもは、都区の合意事項である配分割合の変更事由は生じないと判断をして、現行の配分割合である 55%のもとでの対策を講ずるべく協議に臨んだ。

協議の結果、首都直下型地震など大規模災害への備えという視点から提案を行った、水害対策経費や災害用食料の備蓄など、区側提案の多くが反映できることとなった。これは、都区双方の努力の成果だと考えている。

一方で、協議の中で今後の課題となったものも多々ある。

特別交付金の割合の引下げや、調整税の減収補填対策、都市計画交付金の改善については、今回も議論が噛み合わず、実質的な協議が行われなかった。

これらの課題については、制度本来の相互理解と協力関係のもとで、解決が図られるべきものであり、来年度に向けては是非、前向きな対応をお願いする。

また、児童相談所関連経費については、平成 32 年度の開設を予定している区の政令指定申請が間近に迫っており、その他の区も、開設に向けて準備を進めているところであるが、今回の協議では、関連経費の財調上の取扱いについて、議論を前進させることができなかった。

協議の中でも申し上げたとおり、特別区が児童相談所設置市として政令指定を受けた際の所要経費は、当然に、財調の算定内容に反映されなければならないと考えている。

来年度の協議では、基準財政需要額への算定など、具体的な提案を行うこととなる。特別区における、児童相談所の開設準備及び運営が円滑に進むよう、是非とも前向きな対応をお願いしたい。

来年に迫った東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催準備や、安全・安心なまちづくり、また少子・高齢化対策など、取り組むべき喫緊の課題が山積している状況である。都と特別区がこれまで以上に連携を深め、取り組んでいかなければならないと考えている。

940 万区民の幸せのために、都区が真摯に協議を重ねながら、諸課題の解決に当たっていくことを期待して、協議案を了承する。

特別交付金に関する特別区の主張

◆協議課題 （平成31年度都区財政調整協議に向けた大枠の方向性（平成30年6月15日区長会総会決定））
透明性・公平性を高めるとともに、可能な限り普通交付金による対応を図るため、引き続き特別交付金の割合を2%を基本に見直す方向で検討する。

○ 平成19年度都区財政調整協議において、配分割合を55%とすることと合わせて、特別交付金の割合を2%から5%に変更する案が都から突然示された。都が配分割合変更とセットであるとして譲らなかったため、暫定的に受け入れた。

○ 各区が安定的な財政運営を行うためにも、各区の需要は、可能な限り算定内容が客観的かつ明確に規定され、安定的に算定される普通交付金による算定を優先すべきであり、普通交付金の原資を確保するためにも割合の見直しが必要である。

特別交付金について
特別区財政調整交付金の5%を特別交付金とし、基準財政需要額に捕捉されなかった特別の財政需要があること、普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のための特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があること等特別の事情があると認められる特別区に対して、当該事情を考慮して交付される。

課題の背景

○ 平成19年度財調協議において、配分割合を55%とすることと合わせて、特別交付金の割合を2%から5%に変更する案が都から示された。区側は、住民税フラット化に伴う激変緩和措置分1%の増に止める主張をしたが、都が配分割合変更とセットであるとして譲らなかったため、平成19年度の暫定措置として都案を了承した。

○ その後、区側は、透明性・公平性を高めるとともに、可能な限り普通交付金による対応を図っていく方針を区長会において確認し、その方針に基づき都との協議を行ってきたが、協議は調わず、解決に至っていない。

○ 平成23年度財調協議において、三位一体改革に伴う激変緩和措置の終了を踏まえて、特別交付金の割合を5%から2%に引下げ、その分を普通交付金化することを提案したが、都側は、各区のニーズも高く改正の必要はないと主張し、協議が調わなかった。

特別交付金の割合の変遷

年度	割合	説明
昭和40年度	2%	地方自治法の改正・財調条例に明記
昭和57年度	4%	大規模・特例的事業分を2%上乗せ
昭和60年度	5%	大規模・特例的事業分を3%に拡大
平成12年度	2%	大規模・特例的事業分の3%を普通交付金へ移行 ・一般特交（2%）の運用については、現行どおり ・大規模な臨時・特例的事業については、事業の一部が普遍化、恒常化しているため、基準財政需要額に統合して算定
平成19年度	5%	・「その他特別な事情に要する経費」に対する特別交付金措置の拡充（措置率の改善、対象経費の追加） ・普通交付金では対応できない不交付区の三位一体改革減収影響に対する激変緩和措置

平成31年度都区財政調整協議

区の考え方	都の考え方
○各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による対応を図るため、割合を2%に引き下げるべき。 ○協議が進展しない一方、算定ルールに変更がないにもかかわらず、過去に算定されていた事業でも、算定されるとは限らないと示唆されるなど、各区からは、特別交付金の算定に関する疑問の声が上がっている。「都政の透明化」の方針と合致していることからも、都区共通の課題として、前向きに検討いただきたい。	○普通交付金の算定対象にはなっていない区ごとに異なる財政需要が、現行割合の5%を大きく超える規模で申請されており、これらの財政需要を着実に受け止めるためには、現行の5%が必要である。 ○特別交付金の算定ルールについては、都区合意に基づき策定されており、透明性・公平性の確保の観点からも、その内容について大きな問題はない。また、特定の事項について算定することを約束するものではないため、過去に算定された事業でも、必ず算定されるとは限らない。

⇒ 現行のルールに基づく算定では、透明性・公平性が十分に確保できているとは言えないことから、より透明性・公平性（※）の高い普通交付金の割合を高めることを提案したが、見解の相違から協議が整わなかった。

※特別交付金の透明性・公平性について
特別交付金の区ごとの交付額は、都区で合意された「特別交付金の算定ルール」に基づき算定されるものの、事業名や事業ごとの交付率等は明らかにされていない。

【参考】特別交付金に関するアンケート調査結果（抜粋）※平成29年度実施

『不透明』の内容	「あり」とした区
年度毎に、算定されたりされなかったりする	7区
交付率や算定区分が年度毎に異なる	14区
明確な理由なく、算定されなかった	13区
明確な理由なく、区が申請した算定区分から変更された	9区
特別交付金の最終補正予算額を都から確認された	10区

特別交付金の算定に関する運用について

一部改正　平成 24 年 1 月 10 日
一部改正　平成 25 年 1 月 8 日
一部改正　平成 27 年 1 月 7 日
一部改正　平成 29 年 2 月 2 日

1　申請対象経費

(1) 実績交付

特別区財政調整交付金における特別交付金の算定対象となる経費は、基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかった財政需要であり、かつ、当該年度に発生した特別の財政需要等であって、当該年度に支出した、又は支出が見込まれる事業費（事務費を除く。以下同じ。）のうち、国庫補助金等の特定財源を控除した一般財源とする。

ただし、災害等のための特別の財政需要を事由とする経費及び災害等のための財政収入の減少を事由とする減免については、前年度の 1 月 1 日から当該年度の 12 月 31 日までの間に支出した事業費のうち国庫補助金等の特定財源を控除した一般財源並びに特別区税を軽減し、又は免除した額とする。

(2) 分割交付

上記(1)にかかわらず、事業費が多額であるもの又は複数年度にわたる事業で後年度負担が多額となるものについては、対象事業の全体経費を把握した上で予め交付率を決定し、平準化した算定額を分割して交付する。

①　事業費が多額であるもの

ア　対象事業

原則として当該年度に支出した、又は支出が見込まれる事業費が多額であると認められる事業をいう。

イ　算定方法

分割交付の期間を該当区と協議し、算定額を平準化する。

②　複数年度にわたる事業で後年度負担が多額となるもの

ア　対象事業

原則として当該年度における各特別区の予算において翌年度以降の債務負担行為を計上しており、かつ、後年度負担が多額となると認められる事業をいう。

イ　対象経費

原則として各特別区が作成した実施計画により把握する。

ウ　申請年度及び算定方法

申請は、当該事業に着手した年度以降に申請できるものとし、申請年度から終了年度までの期間で総事業費（申請年度以前に事業に着手している場合は、申請年度以前の事業費を控除する。以下同じ。）を把握し、算定額を平準化する。また、確定額との精算は、分割交付の終了年度に行う。

なお、計画の変更が行われた場合は、変更後の総事業費を計画の変更年度から終了年度までの期間で平準化する。

２　算定項目

算定項目は、大区分（ＡＢＣ）、小区分（アイウエ）に区分することとし、各特別区が次の区分に応じて申請した経費等について、当該区分に応じた交付率によって算定する。

区　　分		説　　明	交付率
Ａ　普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のための特別の財政需要又は財政収入の減少			
	ア　災害等の復旧に要する経費	「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な天然現象又は大規模な火事若しくは爆発等により生ずる被害をいう。 「復旧に要する経費」とは、災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設等の従前の効用を復旧するための経費を含む。）ことを目的とする経費をいう。 災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった施設等を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合において、これに代わるべき必要な施設等を整備することを目的とするものは、災害復旧に要する経費とみなす。	2/2
	イ　災害等の応急対策に要する経費	「応急対策に要する経費」とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために要する経費をいう。	2/2
	ウ　災害減免による財政収入の減少	「災害減免」とは、災害が当該特別区の区域内に広範囲に発生した場合において、特別区長が地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づき、その都度災害減免条例を定めて特別区税を減免することをいう。	2/2
	エ　その他災害等に要する経費	上記アからウ以外の災害等に類する経費をいう。	2/2
Ｂ　基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要			
	ア　災害等の未然防止に要する経費	防空壕埋戻し工事、橋りょう耐震補強、防災拠点整備等、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐために要する経費をいう。	2/2
	イ　公害対策等緊急の環境改善に要する経費	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下等、人の健康又は生活環境を改善するために要する経費及び生活環境の安定向上が阻害されている地域において生活環境を改善するために要する経費をいう。	2/2
	ウ　地方交付税（市町村分）の算定対象であるが、都区財政調整においては普通交付金の算定対象となっていない財政需要	上記Ａ及びＢ、ア並びにイに該当しない事業で、地方交付税に関する法令の規定による算定方式に準じて算定する。 ただし、算定方式に準じて算定することが困難である場合又は算定方式による算定額と実績額とに乖離があり、当該算定が他の算定に比して著しく均衡を失すると認められる場合には、申請内容を総合的に勘案して算定する。	原則 交付税 準拠
	エ　特別区の需要としては普遍性がないとの理由により、普通交付金に算定されていない財政需要	今後普遍性が見込まれる、あるいは普遍性が欠けてきた、又は不定期に発生する等、普通交付金の算定対象となっていない事業に要する経費について、算定する。	原則 1/2 以上
Ｃ　その他特別の事情			
	ア　災害以外の緊急に対応すべき特別の事情	事件・事故など突発的事象、情勢変化、国の補正予算等により緊急に対応すべき特別の事情が生じた場合に、これに対応する経費について算定する。	原則 1/3 以上

区　　分		説　　明	交付率
	イ　普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応	普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応に要する経費は次の方法により算出する。 1　定　　義 (1)「普通交付金算定対象外施設」とは、この運用上、別表のとおりとする。 (2)「老朽化への緊急対応」とは、施設の老朽化に伴い、大規模改修（原則として施設全面にわたる一種以上の工種による修繕、改良又は改修をいう。）又は改築を行うことをいい、施設の維持補修は含まないものとする。 2　算出方法 次のいずれか少ない額を、普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応に要する経費とみなす。 (1) 財調単価による算定 特別区財政調整交付金普通交付金の投資的経費に係る建築単価(大規模改修の場合は、大規模改修単価に 25 を乗じて得た額、改築の場合は、改築単価)に整備面積を乗じて得た額 (2) 実績額による算定 普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応に要する経費として支出した、又は支出が見込まれる事業費のうち、国庫補助金等の特定財源を控除した一般財源 3　複合施設の取扱い 普通交付金算定対象外施設が普通交付金算定対象施設との複合施設である場合には、当該複合施設の床面積に応じてあん分するものとし、算定の対象となる経費は次の方法により算出する。 (1) 複合施設の床面積によるあん分は、普通交付金算定対象外施設に係る床面積と普通交付金算定対象施設に係る床面積に区分する。 (2) エントランス、ロビー及び廊下等の共用部分については、当該区分した床面積に応じてあん分し、普通交付金算定対象外施設の床面積に係る部分を加算する。 (3) 老朽化への緊急対応に係る経費について、複合施設の延床面積に対する普通交付金算定対象外施設に係る床面積の比であん分した額を、普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応に要する経費とみなす。	改　築 1/4 大規模改　修 1/2 ※特別交付金の総額の 5 分の 1 を上限に算定
	ウ　その他特別の事情	地理的、社会的、経済的、制度的な諸条件による各特別区個別の財政事情等を総合的に勘案して算定する。	－

3　特別交付金の申請

特別区が特別交付金の交付を受けようとするときは、東京都知事が定める期日までに、特別交付金の申請書、その他算定に用いる資料等を東京都知事に提出しなければならない。

4　交付時期及び対象項目

交付時期は、12 月と 3 月の年 2 回とし、次の各号に応じた算定項目を対象とする。

(1) 12 月交付分

①　A項目（前年度の 1 月 1 日から当該年度の 8 月 31 日までの間に支出した災害等に要する経費）

②　分割交付額が確定している項目

③　Ｃ項目（各特別区の予算額又は計画額（当該年度の補正予算で計上する予定の経費に限る。）として計上されている経費（上記②に該当する経費を除く。））

(2) 3 月交付分

①　Ａ項目（当該年度の 9 月 1 日から 12 月 31 日までの間に支出した災害等に要する経費）

②　Ｃ項目（下記５に基づき内定した対象事業の確定額）

③　12 月交付分以外の算定項目

5　特別交付金の内定

東京都知事は、上記 3 により各特別区から 12 月交付分に係るＣ項目に係る申請書の提出があったときは、内容を審査し適当と認められる事業について、予定交付率及び概算算定額を内定する。

6　特別交付金の決定

東京都知事は、上記 3 により各特別区から申請書の提出があったときは、次の各号に応じて交付額を決定する。

(1) 12 月交付分

12 月交付分は、年度当初における特別交付金の総額の 3 分の 1 に相当する額以内の額とする。

①　算定額の総額が特別交付金の総額の 3 分の 1 に相当する額を超える場合

各特別区の算定額の総額が年度当初における特別交付金の総額の 3 分の 1 に相当する額を超える場合は、①Ａ項目、②分割交付が確定している項目、③Ｃ項目の順序で算定する。

なお、算定額が年度当初における特別交付金の総額の 3 分の 1 に相当する額を超える項目が発生した時点で、当該項目は区別算定額（Ｃ項目にあっては各特別区に対し内定すべき概算算定額）の割合に応じて算定する。

②　算定額の総額が特別交付金の総額の 3 分の 1 に相当する額に満たない場合

各特別区の算定額の総額が年度当初における特別交付金の総額の 3 分 1 に相当する額に満たない場合は、当該不足額について前年度に各特別区に対して交付した特別交付金の額（前年度に分割交付が終了した場合は、当該金額は除外する。）の割合に応じて算定する。

(2) 3 月交付分

3 月交付分は、特別交付金の総額から 12 月交付分を控除した残額とする。

なお、12 月交付分に、上記(1)、①に基づく区別算定額の割合に応じて算定した額又は上記(1)、②に基づく前年度の特別交付金の割合に応じて算定した額がある場合は、各特別区の算定額から当該金額を控除する。

７　特別区への通知

(1) 12 月交付分の通知

東京都知事は、12 月交付分の特別交付金の決定後、すみやかに各特別区に対して上記 5 に係る対象事業、予定交付率及び概算算定額の内定通知を行う。

(2) 3 月交付分の通知

東京都知事は、3 月交付分の特別交付金の決定後、すみやかに該当区に対して分割交付対象事業及び分割交付額を通知し、併せて各特別区に対して特別区ごとに区分した小区分までの算定額の通知を行う。

８　端数計算等

(1) 特別交付金の端数計算

特別交付金を算定する場合においては、申請対象経費及び算定した額に 500 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500 円以上 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を 1,000 円として計算するものとする。

(2) 特別交付金算定後の残額

特別交付金の総額について、各特別区に交付すべき特別交付金額を算定した後に、なお残額が生じた場合には、当該年度の 4 月 1 日現在における各特別区の人口の割合に応じて配分する。

附　則

この運用は、平成 19 年度から適用する。ただし、交付時期及び対象項目、特別交付金の内定、決定並びに 12 月交付分の通知に関する部分は、平成 20 年度から適用する。

附　則

この運用は、平成 24 年度から適用する。

附　則

この運用は、平成 25 年度から適用する。

附　則

この運用は、平成 27 年度から適用する。

附　則

この運用は、平成 29 年度から適用する。

別　表（算定項目関係）

区民センター、地域センター、地域総合防災センター、災害対策要員住宅、男女共同センター、心身障害者福祉施設、宿泊所施設、老人福祉施設、老人福祉センター、高齢者在宅サービスセンター、特別養護老人ホーム、シルバーピア、更生施設、宿所提供施設、児童館、母子生活支援施設、保育所、学童保育施設、子ども家庭支援センター、保健所（衛

生検査センター)、保健センター、リサイクルセンター、清掃事務所・事業所、車庫、商工振興センター、消費者センター、区営住宅、公衆便所（道路・公園)、校舎・屋体・プール（小・中学校)、中学校武道場、校外施設、幼稚園、図書館、社会教育会館、体育館、郷土資料館及び野球場・運動場・テニスコート・屋外プール・管理棟（各種運動施設）以外の施設

平成30年度　特別区財政調整交付金（特別交付金）交付額一覧

（単位：千円、件）

	A 災害等の特別の財政需要・財政収入の減少										B 基準財政需要額で捕捉されなかった財政需要										C その他特別の事情								計		算定残		交付額
			ア 災害復旧		イ 応急対策		ウ 災害減免		エ その他				ア 未然防止		イ 環境改善		ウ 交付税対象		エ 普遍性なし				ア 災害以外緊急		イ 老朽化対応		ウ その他				H30.4.1	配分	
	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	算定額	件	人口	32,056	
千代田区	165,823	2	162,923	1	0	0	0	0	2,900	1	891,840	27	0	0	5,802	1	388,722	2	497,316	24	1,886,210	34	0	0	272,751	1	1,613,459	33	2,943,873	63	61,875	210	2,944,083
中央区	3,206	2	0	0	3,206	2	0	0	0	0	232,502	16	12,452	1	1,504	1	87,653	3	130,893	11	792,830	47	0	0	0	0	792,830	47	1,028,538	65	159,075	541	1,029,079
港区	9,360	3	0	0	5,520	1	0	0	3,840	2	1,392,164	21	304,923	1	4,130	1	130,595	4	952,516	15	4,717,868	98	0	0	1,135,045	2	3,582,823	96	6,119,392	122	255,320	868	6,120,260
新宿区	38,264	12	37,720	9	0	0	0	0	544	3	238,319	43	14,095	2	0	0	4,114	5	220,110	36	1,018,928	105	0	0	0	0	1,018,928	105	1,295,511	160	342,867	1,166	1,296,677
文京区	4,749	2	0	0	289	1	0	0	4,460	1	496,837	41	4,147	1	1,115	1	14,669	1	476,906	38	1,049,089	61	333	1	63,417	2	985,339	58	1,550,675	104	218,180	742	1,551,417
台東区	1,592	2	0	0	1,314	1	0	0	278	1	1,617,262	76	0	0	569,793	17	216,917	8	830,552	51	1,079,528	112	0	0	0	0	1,079,528	112	2,698,382	190	197,080	670	2,699,052
墨田区	1,099	1	0	0	0	0	0	0	1,099	1	438,924	28	46,497	1	108,780	2	48,736	2	234,911	23	1,980,814	73	0	0	169,033	1	1,811,781	72	2,420,837	102	269,815	917	2,421,754
江東区	6,330	6	0	0	2,129	1	0	0	4,201	5	442,872	37	0	0	141,465	3	7,335	5	294,072	29	916,238	64	4,747	1	0	0	911,491	63	1,365,440	107	514,532	1,750	1,367,190
品川区	35,677	11	18,922	2	4,248	2	0	0	12,507	7	964,576	44	364,864	3	4,600	1	1,722	2	593,390	38	863,003	57	0	0	0	0	863,003	57	1,863,256	112	390,397	1,328	1,864,584
目黒区	73,116	8	61,539	5	9,755	2	0	0	1,822	1	349,100	76	10,066	1	5,120	1	3,228	3	330,686	71	633,248	47	2,786	1	8,453	1	622,009	45	1,055,464	131	277,803	945	1,056,409
大田区	502,176	45	447,281	17	52,585	24	0	0	2,310	4	1,255,298	96	559,998	6	25,107	4	9,750	7	660,443	79	1,272,417	64	1,258	1	128,735	2	1,142,424	61	3,029,891	205	726,191	2,469	3,032,360
世田谷区	85,477	9	25,959	2	50,593	5	0	0	8,925	2	615,625	23	51,671	2	9,779	2	97,163	2	457,012	17	3,723,832	54	0	0	935,014	8	2,788,818	46	4,424,934	86	903,613	3,073	4,428,007
渋谷区	6,237	3	0	0	0	0	0	0	6,237	3	2,159,689	51	370,201	5	236,663	2	76,258	1	1,476,567	43	2,508,565	36	5,362	1	0	0	2,503,203	35	4,674,491	90	225,717	768	4,675,259
中野区	47,001	7	16,964	4	30,037	3	0	0	0	0	2,326,193	65	456,134	5	21,730	1	16,143	1	1,832,186	58	576,697	38	0	0	1,350	1	575,347	37	2,949,891	110	329,577	1,121	2,951,012
杉並区	21,656	7	5,112	3	11,293	3	0	0	5,251	1	732,597	17	53,869	3	0	0	38,467	2	640,261	12	1,012,538	37	0	0	0	0	1,012,538	37	1,766,791	61	566,551	1,927	1,768,718
豊島区	4,816	3	4,816	3	0	0	0	0	0	0	465,829	38	0	0	84,553	1	10,939	2	370,337	35	1,057,013	56	0	0	117	1	1,056,896	55	1,527,658	97	287,623	978	1,528,636
北区	57,680	5	19,188	4	38,492	1	0	0	0	0	1,314,936	110	350,416	6	90,020	5	84,136	10	790,364	89	298,710	56	0	0	0	0	298,710	56	1,671,326	171	349,056	1,187	1,672,513
荒川区	1,681	2	0	0	563	1	0	0	1,118	1	453,383	50	69,214	1	69,403	6	1,081	2	313,685	41	860,262	91	0	0	0	0	860,262	91	1,315,326	143	214,603	730	1,316,056
板橋区	84,028	11	0	0	79,800	9	0	0	4,228	2	478,384	36	279,445	2	0	0	4,722	2	194,217	32	661,718	83	221	1	177,319	3	484,178	79	1,224,130	130	563,087	1,915	1,226,045
練馬区	54,972	7	46,045	4	0	0	0	0	8,927	3	1,458,895	91	30,924	3	135,357	2	100,960	3	1,191,654	83	1,162,128	81	0	0	217,904	5	944,224	76	2,675,995	179	729,933	2,482	2,678,477
足立区	14,077	3	2,681	1	11,169	1	0	0	227	1	1,281,541	87	151,879	1	0	0	329	2	1,129,333	84	2,544,516	19	5,497	2	85,498	2	2,453,521	15	3,840,134	109	686,619	2,335	3,842,469
葛飾区	28,419	4	27,142	3	0	0	0	0	1,277	1	1,036,900	28	0	0	233,460	2	34,288	4	769,152	22	1,196,949	45	0	0	163,932	1	1,033,017	44	2,262,268	77	461,060	1,568	2,263,836
江戸川区	9,327	4	8,335	2	0	0	0	0	992	2	1,391,124	57	89,676	1	2,892	2	8,953	5	1,289,603	49	593,412	58	0	0	0	0	593,412	58	1,993,863	119	695,699	2,366	1,996,229
計	1,256,763	159	884,627	60	300,993	57	0	0	71,143	42	22,034,790	1,158	3,220,471	45	1,751,273	55	1,386,880	78	15,676,166	980	32,406,513	1,416	20,204	8	3,358,568	30	29,027,741	1,378	55,698,066	2,733	9,426,273	32,056	55,730,122

特別区都市計画交付金に関する特別区の主張

◆主張1　都市計画税が、本来基礎自治体の行う都市計画事業の財源であることを踏まえ、都区双方の都市計画事業の実績に見合った配分となるよう増額すること。

都区の都市計画費の割合は概ね7：3であるにもかかわらず、都市計画税に占める都市計画交付金の割合は約8%に過ぎず、実態に見合っていない。

■ 交付金の状況（31年度予算見込額）

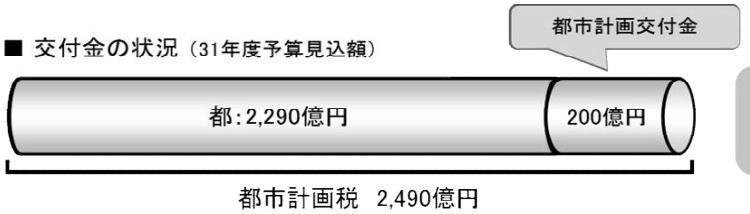

交付金の割合
約8%

■ 都市計画費※の都区の執行状況（H25～29決算5か年平均）

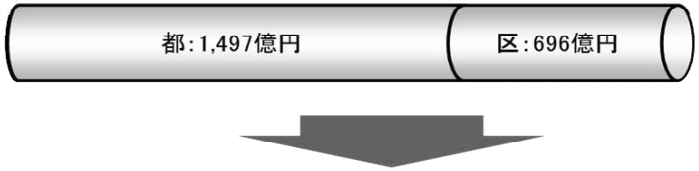

都区の割合
都7：区3

■ 執行状況に見合う適正規模

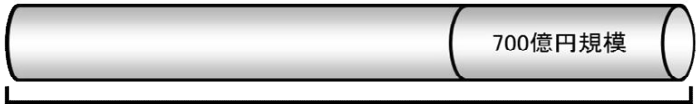

都区の割合
都7：区3

◆主張2　交付対象事業や面積要件等、限定基準を設けることなく、全都市計画事業を交付対象とすること。

本来基礎自治体が行う都市計画事業の財源である都市計画税が原資であるにもかかわらず、充当対象事業が制限されている。

都市計画税を充当できる事業（都市計画法第4条、土地区画整理法第2条）

都市計画交付金の交付対象

- 道路
- 公園、緑地
- 火葬場
- 土地区画整理事業
- 市街地再開発事業
- 防災街区整備事業

※29年度から、新設のみならず、都市計画施設の改修・更新も対象に

都市計画交付金の交付対象外

- 1ヘクタール未満の公園のうち、都の定める優先整備区域の認定基準に該当しない都市計画公園
- 駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設

◆主張3　交付率の上限の撤廃や実績と乖離して算定されている工事単価の引き上げ等、適切な改善を図ること。

交付率に上限〈25%(±10%)〉があり、残りは一般財源である財政調整交付金で賄うこととされているため、特別区の共有財源を圧迫する要因となっている。

都市計画交付金と財政調整交付金の関係

事業費全体					
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
特定財源（国庫支出金等）	都市計画交付金（特定財源控除後の交付対象経費×25(±10)%）	一般財源（財政調整交付金）（特定財源控除後の交付対象経費×75(±10)%　都区財政調整制度の基準財政需要額に地方債収入相当額として1/4ずつ算入）			
		1／4	1／4	1／4	1／4

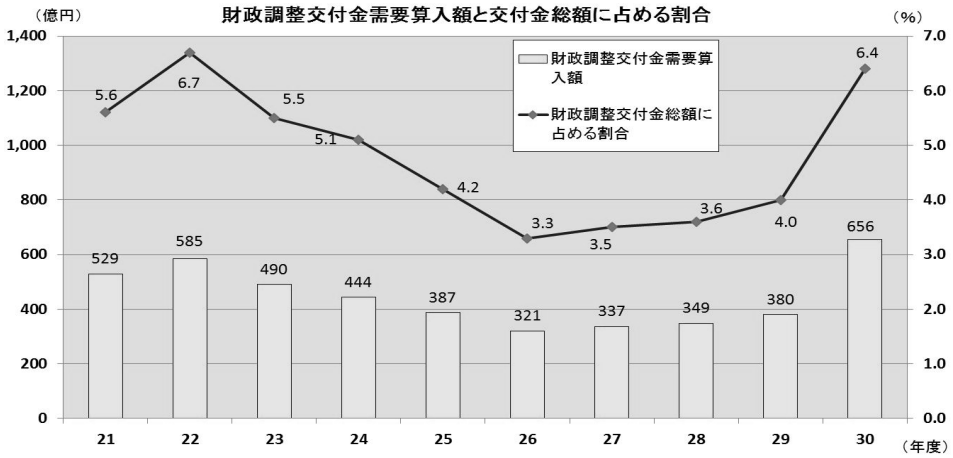

都市計画決定の権限移譲について

◇都市計画制度の仕組みと権限移譲

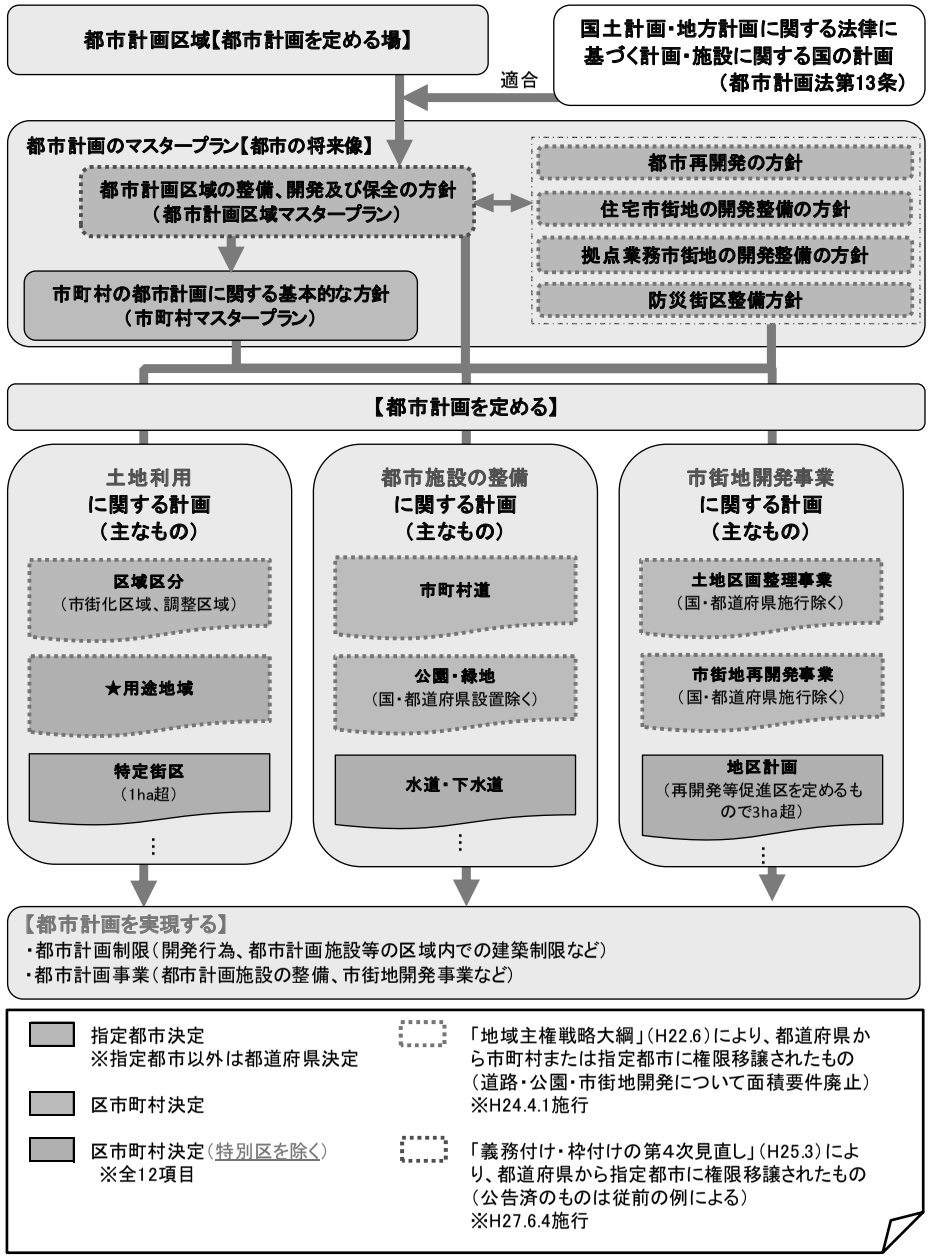

★用途地域の都市計画決定権限について

1．地方分権改革推進委員会第１次勧告（平成 20 年 5 月 28 日）

・広域自治体と基礎自治体の役割分担において、住民意向の的確な反映、住民の利便性の向上、地域の活性化等の観点から、住民に身近な行政は、できる限り、より住民に身近な市町村が担うことが望ましい。基礎自治体が地域における総合行政を担うことができるよう、まちづくり・土地利用規制等の地域の空間管理に関する事務について、市町村への権限移譲を進める。

・三大都市圏、特定区域か否かを問わず、市の区域については「市」決定とし、町村の区域については、「都道府県」決定とする。

2．権限移譲についての都区の主張内容

都	・都市のあり方を方向付ける用途地域の決定権限を見直すことは、日本の心臓部・頭脳部の役割を担ってきた東京において、都市としての一体的な機能を発揮させる都市づくりの継続を極めて困難なものにする。 ・広域の見地から都が決定すべき都市計画権限までも移譲するとなれば、歴史的にも連担する市街地において、都が今日まで取り組んできた、用途地域を活用した一体的な都市づくりが不可能となる。 （平成 22 年 5 月 12 日 用途地域等の都市計画決定権限の区市町村移譲に関する緊急要求）
区	・用途地域は、合理的土地利用を図る最も基本的な制度であり、土地利用の実情を踏まえて、都市構造や都市機能の骨格に即して定める地域に密着した制度 ・都市としての一体性を確保することは、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針といった、自治体の区域を超えた広域計画により十分確保 （平成 22 年 5 月 18 日 用途地域等の都市計画決定権限の移譲に関する緊急要請）

地域主権戦略大綱において、三大都市圏等における用途地域等の都市計画については、特別区のみを除くこととされた。なお第１次勧告では町村は都道府県決定とされていたが、都市計画の権限配分について、市と町村に区別はないことから、町村に対しては権限が移譲された。

3．現在の国の見解

・特別区は、ほかの自治体と異なり相互に市街地が連担していることから、特別区相互間の広域調整を確保するため、法律上の制度として都に用途地域等の決定権限を存置しているものであり、本規定の変更等は困難である。（第１次回答）

・前回回答のとおりであり、東京都との間でよく協議されたい。（第２次回答）

（平成 26 年地方分権改革に関する提案募集　提案事項についての国土交通省回答）

都市計画の種類及び決定区分と基礎自治体への移譲事務（★・◆印）

§：都市計画法　　◎は大臣同意を要す

都市計画の種類			指定都市（＊1）	東京都決定 区部・多摩	区市町村決定（知事同意）	区部のみ都決定
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（§6の2）		◆	◎指定都市の内外にわたり指定されている都市計画区域に係るものを除く	◎		
区域区分（市街化区域、市街化調整区域）（§7）		◆	◎	◎		
都市再開発方針等（§7の2）	都市再開発の方針	◆	○	○		
	住宅市街地の開発整備の方針	◆	○	○		
	拠点業務市街地の開発整備の方針	◆	○	○		
	防災街区整備方針	◆	○	○		
地域地区（§8-1）	用途地域（＊2）	☆	○（＊3）		○	○
	特別用途地区		○		○	
	特定用途制限地域		○		○	
	特例容積率適用地区	☆	○（＊3）		○	○
	高層住宅誘導地区	☆	○（＊3）		○	○
	高度地区（＊2）・高度利用地区		○		○	
	特定街区		○		○	○1ha超
	都市再生特別地区		◎	◎		
	居住調整地域		○		○	○
	特定用途誘導地区		○		○	○
	防火地域・準防火地域		○		○	
	特定防災街区整備地区		○		○	
	景観地区（＊2）		○		○	
	風致地区（＊2）	★	○	○10ha以上で2以上の区市町村の区域にわたるもの	○	
	駐車場整備地区		○		○	
	臨港地区		◎国際戦略港湾及び国際拠点港湾 ○上記以外	◎国際戦略港湾及び国際拠点港湾 ○重要港湾	○重要港湾以外	
	歴史的風土特別保存地区 ※1		◎	◎		
	第1種・第2種歴史的風土特別保存地区 ※2		◎	◎		
	緑地保全地域	★	○	○2以上の区市町村の区域にわたるもの	○	
	特別緑地保全地区	★	○	○10ha以上で2以上の区市町村の区域にわたるもの	○	
	緑化地域		○		○	
	（近郊緑地特別保全地区） ※3		（◎）	（◎）		
	流通業務地区		○	○		
	生産緑地地区		○		○	
	伝統的建造物群保存地区（＊2）		○		○	
	航空機騒音障害防止地区・航空機騒音障害防止特別地区 ※4		○	○		
促進区域（§10の2）	市街地再開発促進区域		○		○	
	土地区画整理促進区域		○		○	
	住宅街区整備促進区域		○		○	
	拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域		○		○	
遊休土地転換利用促進地区（§10の3）			○		○	
被災地市街地復興推進地域（§10の4）			○		○	
都市施設（§11-1）	道路	高速自動車国道・一般国道 ◆	◎	◎		
		都道府県道	○	○		
		区市町村道・その他 ★	○		○	
		首都高速道路	◎	◎		
		上記以外の自動車専用道路	○	○		
	都市高速鉄道 ※5		◎	◎		
	軌道（都市高速鉄道に該当するものを除く）		○		○	
	駐車場		○		○	
	自動車ターミナ	一般自動車ターミナル ★	○		○	
		その他の自動車ターミナル	○		○	
	空港	空港法第4条第1項第2号空港		◎		
		空港法第5条第1項地方管理空港		○		
		上記以外の空港	○		○	
	公園緑地	10ha以上で国が設置		◎		
		10ha以上で都道府県が設置	○	○		
		上記以外 ★	○		○	
	広場墓園	10ha以上で国又は都道府県が設置	○	○		
		上記以外 ★	○		○	
	その他の公共空地・運動場		○		○	

都市計画の種類			指定都市（＊1）	東京都決定 区部・多摩	区市町村決定（知事同意）	区部のみ都決定
都市施設（§11-1）	水道	水道用水供給事業用		○		
		上記以外	○		○	○
	電気・ガス供給施設		○		○	○
	下水道	流域下水道		○		
		公共下水道	○	○2以上の区市町村にわたるもの	○	○
	汚物処理場・ごみ焼却場・ごみ処理場		○		○	
	産業廃棄物処理施設		○	○		
	上記以外の供給施設・処理施設		○		○	
	河川	1級河川		◎		
		2級河川・運河	○区域内	○		
		準用河川・水路	○		○	
	大学・高等専門学校	★	○		○	
	上記以外の学校		○		○	
	図書館・研究施設・教育文化施設		○		○	
	病院・保育所・医療施設・社会福祉施設		○		○	
	市場・と畜場		○		○	○
	火葬場		○		○	
	一団地の住宅施設	★	○		○	
	一団地の官公庁施設		◎	◎		
	流通業務団地		○	○		
	一団地の津波防災拠点市街地形成施設		○		○	
	一団地の復興拠点市街地形成施設		○		○	
	電気通信施設		○		○	
	防風・防火・防水・防雪・防砂施設		○		○	
	防潮施設	★	○		○	
市街地開発事業（§12-1）	土地区画整理事業	★	○	○面積が50ha超で国又は都道府県等施行	○	
	新住宅市街地開発事業		○	○		
	工業団地造成事業 ※6		○	○		
	市街地再開発事業	★	○	○面積が3ha超で国又は都道府県等施行	○	
	新都市基盤整備事業		○	○		
	住宅街区整備事業	★	○	○面積が20ha超で国又は都道府県等施行	○	
	防災街区整備事業	★	○	○面積が3ha超で国又は都道府県等施行	○	
市街地開発事業等予定区域（§12の2）	新住宅市街地開発事業の予定区域		○	○		
	工業団地造成事業の予定区域 ※7		○	○		
	新都市基盤整備事業の予定区域		○	○		
	区域面積20ha以上の一団地の住宅施設の予定区域	★	○		○	
	一団地の官公庁施設の予定区域		◎	◎		
	流通業務団地の予定区域		○	○		
地区計画	地区計画		○（＊4）	※8	○	
	（再開発等促進区を定めるもの）		○（＊4）		○	○3ha超
	（開発整備促進区を定めるもの）		○（＊4）		○	
	防災街区整備地区計画		○（＊4）		○	
	沿道地区計画		○（＊4）		○	
	（沿道再開発等促進区を定めるもの）		○（＊4）		○	○3ha超
	歴史的風致維持向上地区計画		○（＊4）		○	
	集落地区計画		○（＊4）		○	
			法第87条の2（指定都市の特例）			法第87条の4（都の特例）

＊1　三大都市圏の既成市街地・近郊整備地帯等の全部又は一部を含む都市計画区域、三大都市圏の都市開発区域、人口30万人以上の市の区域の全部又は一部を含む都市計画区域（大臣指定）、これらと密接な関連のある都市計画区域（大臣指定）。
＊2　準都市計画区域についてのこれらの都市計画は、市町村決定（あらかじめ、都道府県知事の意見聴取）。
＊3　三大都市圏の既成市街地・近郊整備地帯等、指定都市の区域の全部又は一部を含む都市計画区域。
＊4　都道府県知事の同意事項は、地区計画の区域・位置、地区施設の配置・規模、建築物等の用途の制限等に限定。
＊　本表は都市再生特別措置法の都市再生整備計画による権限移譲を受けた都市計画決定等の場合を除く。

※1　特別区内にはない。（参考）古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
※2　特別区内にはない。（参考）明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法
※3　特別区内にはない。（参考）都市緑地法、首都圏近郊緑地保全法、首都圏整備法施行令
※4　特別区内にはない。（参考）特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法
※5　連続立体交差事業も都市高速鉄道として都市計画決定される。
※6　特別区内にはない。（参考）首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律
※7　特別区内にはない。（参考）首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律
※8　区市町村決定は、知事同意が必要だが、指定都市は、知事の同意事項が限定的である。

★　網掛け★は、地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）にて、都道府県から市町村への権限移譲がされたもの「☆」は、市町村に移譲するとしたもののうち、特別区を除くもの。

◆　網掛け◆は、地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）にて、都道府県から指定都市への権限移譲がされたもの

◆　網掛け◆は、義務付け・枠付けの第4次見直しについて（平成25年3月12日閣議決定）にて、都道府県から指定都市への権限移譲がされたもの

都市計画税について

1　都市計画税の性格

◆　特別区に関する財政制度上の特例措置

地方税法に基づき、下記の税目（市町村税）については、特別区の区域においては都が課税

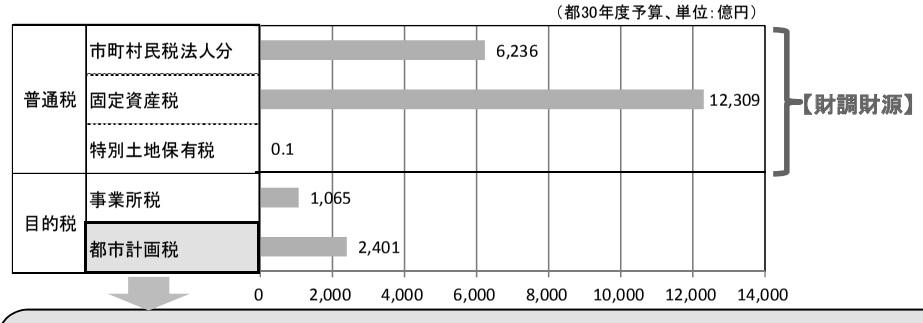

「都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に充てるための目的税とされているが、特別区の存する区域における都市計画事業の大半を都が実施していること、固定資産税を都が課税していることから、現在は都が課税しており、今後においても、都が引き続き固定資産税を課税すること、都市計画税の充当可能事業の一部（清掃事業等）が特別区に移管されるが、依然として都市計画事業のかなりの部分を都が実施することから、引き続き都が課することとしている。」

〈平成10年地方自治法等の一部を改正する法律案（都区制度改革関係）想定問答（自治省作成）〉

【参考】（地方税法第702条）

市町村は、都市計画法 に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法 に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、（中略）土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。

（地方税法第735条）

都は、その特別区の存する区域において、目的税として、（中略）事業所税及び都市計画税を課することができる。

◆　都市計画税の配分等についての国の見解

「特別区の存する区域においては、東京都だけでなく特別区も都市計画事業を実施しているところであり、その財源として東京都から特別区に対し都市計画交付金が交付される仕組みがあるということは承知しているけれども、この都市計画交付金の額をどの程度にするか、あるいは具体的な配分などについては、基本的に**東京都と特別区において適切な調整がなされるべき問題**である。」

（平成10年4月7日衆議院・総務委員会　自治省税務局長答弁）

◆　都市計画税の使途

① 都市計画法に基づいて行う都市計画事業 【都市計画法第4条・第59条】

市町村が、都道府県知事（第一号法定受託事務の場合は国土交通大臣）の認可を受けて施行する、「都市計画施設の整備に関する事業」及び「市街地開発事業」。

【例】「都市計画施設の整備に関する事業」 … 道路、駐車場、公園、緑地、墓苑、電気・ガス供給施設、下水道、河川、火葬場　等

「市街地開発事業」 … 土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業　等

② 土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業 【土地区画整理法第2条】

都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる「土地の区画形質の変更」及び「公共施設の新設又は変更に関する事業」。

2　都市計画税・都市計画費の都区の比較

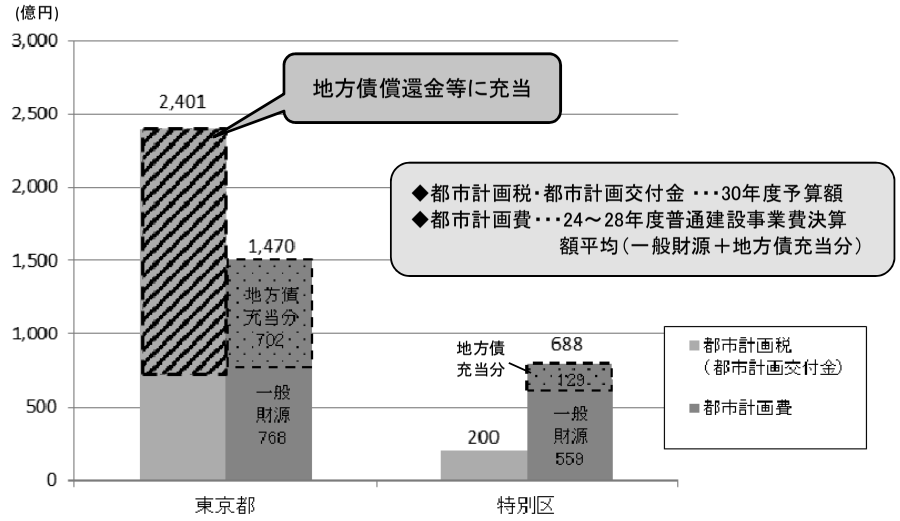

3　都市計画税・都市計画費の区別比較

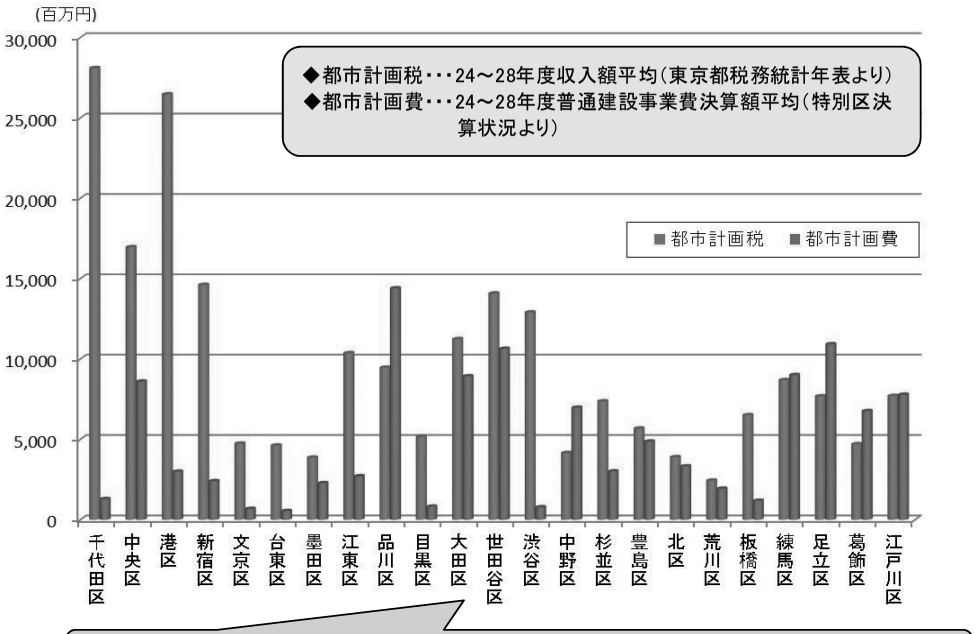

◆ 区によって都市計画税と都市計画費には著しい差があり、配分の調整が必要

平成３１年度　　都　区　財　政　調　整　　（　フレーム対比　）

（単位：百万円、％）

区分			平成31年度当初見込ア	平成30年度当初見込イ	差引増△減ウ＝ア－イ	増減率エ＝ウ／イ	備考
交付金の総額	調整税	固定資産税	1,267,478	1,230,907	36,571	3.0	
		市町村民税法人分	688,436	623,550	64,886	10.4	
		特別土地保有税	10	10	0	0.0	
		計	1,955,924	1,854,467	101,457	5.5	
	条例で定める割合		55%	55%	－	－	
	当年度分		1,075,758	1,019,957	55,801	5.5	
	精算分		6,217	2,820	3,397	－	
	計 A		**1,081,975**	**1,022,777**	**59,198**	5.8	
	内訳	普通交付金分　A × 95%	**1,027,877**	**971,638**	**56,239**	5.8	
		特別交付金分　A × 5%	**54,098**	**51,139**	**2,959**	5.8	
基準財政収入額B			**1,165,313**	**1,131,526**	**33,787**	3.0	
	特別区税	特別区民税	877,799	843,500	34,299	4.1	
		軽自動車税	3,301	3,299	2	0.1	
		軽自動車税環境性能割	45	－	45	皆増	
		特別区たばこ税	64,370	62,927	1,443	2.3	
		鉱産税	0	0	0		
		小計	945,515	909,726	35,789	3.9	
	利子割交付金		2,808	2,527	281	11.1	
	配当割交付金		14,286	12,131	2,155	17.8	
	株式等譲渡所得割交付金		9,142	8,397	745	8.9	
	地方消費税交付金		165,603	167,533	△ 1,930	△ 1.2	
	ゴルフ場利用税交付金		32	33	△ 1	△ 3.0	
	自動車取得税交付金		3,228	6,760	△ 3,532	△ 52.2	
	環境性能割交付金		1,140	－	1,140	皆増	
	地方特例交付金		5,130	4,798	332	6.9	
	計		1,146,884	1,111,905	34,979	3.1	
	地方揮発油譲与税		3,705	3,794	△ 89	△ 2.3	
	自動車重量譲与税		9,826	9,033	793	8.8	
	航空機燃料譲与税		956	945	11	1.2	
	交通安全対策特別交付金		971	1,021	△ 50	△ 4.9	
	合計		1,162,342	1,126,698	35,644	3.2	
	特別区民税特例加減算額		△ 8,339	△ 6,614	△ 1,725	－	
	地方消費税交付金特例加算額		11,310	11,442	△ 132	△ 1.2	
基準財政需要額C			**2,193,190**	**2,103,164**	**90,026**	4.3	
	経常的経費		1,839,990	1,877,363	△ 37,373	△ 2.0	
	投資的経費		353,200	225,801	127,399	56.4	
差引　C－B			**1,027,877**	**971,638**	**56,239**	5.8	
交付額	普通交付金		**1,027,877**	**971,638**	**56,239**	5.8	
	特別交付金		**54,098**	**51,139**	**2,959**	5.8	
	計		**1,081,975**	**1,022,777**	**59,198**	5.8	

都区財政調整制度の算定方法等の規定状況（概要）

地方自治法	地方自治法施行令	都財調条例	都財調条例施行規則
第 282 条（特別区財政調整交付金） 1 都は、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、政令の定めるところにより、条例で、特別区財政調整交付金を交付するものとする。 2 前項の特別区財政調整交付金とは、地方税法第５条第２項に掲げる税のうち同法第 734 条第１項及び第２項第２号の規定により都が課するものの収入額に条例で定める割合を乗じて得た額で特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように都が交付する交付金をいう。		第１条(目的) 1 地方自治法第 282 条第１項及び第２項の規定に基づき、特別区財政調整交付金について必要な事項を定める。	第１条（趣旨） 1 都区財調条例の施行について必要な事項を定める。
	第 210 条の 10（交付金の総額） 1 交付金の総額は、調整税に条例で定める割合を乗じて得た額	第３条（交付金の総額） 1 条例で定める割合　　100 分の 55 2 前年度以前の調整税額の収入額と見込額の 100 分の 55 との間に超過額又は不足額がある場合にはその分を加算又は減額	
	第 210 条の 11（交付金の種類） 1 普通交付金と特別交付金 2 普通交付金の総額は、交付金総額に一定の割合を乗じた額 3 特別交付金の総額は、交付金総額に１から前項の割合を引いた割合を乗じた額	第４条(交付金の種類等) 1 普通交付金と特別交付金（同左） 2 普通交付金の一定の割合 100 分の 95 3 特別交付金の割合　　100 分の 5	
	第 210 条の 12 （交付金の交付） 1 普通交付金は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える特別区に交付 ※需要、収入の算定は、地方交付税法第 11 条から第 13 条の規定におおむね準じる。 　なお、収入の項目を規定し、基準税率等は、100 分の 85 としている。	第５条（交付金の交付） 1 普通交付金の交付（同左） 第９条(基準財政需要額の算定方法) 　測定単位の数値を単位費用に乗じた額を合算した額 第 10 条(測定単位及び単位費用) 　測定単位及び単位費用を別表で定める。 第 11 条（測定単位の数値の補正） 　補正の種類　種別、段階、密度、態容 第 12 条（基準財政収入額の算定方法） 1 収入の項目、基準税率等は同左 2 各収入項目の算定基礎を表に規定	第４条（測定単位の数値の算定基礎及び算定方法） 第５条（測定単位の数値の補正） 第６～10 条(各補正係数の率、算定方法等) 第 11～24 条（各収入項目の算定方法）
	4 特別交付金は、普通交付金の算定後の災害等の特別の財政需要や財政収入の減少、その他特別の事情があると認められる特別区に交付	第５条（交付金の交付） 1 特別交付金の交付（同左）	
	2 各特別区に交付すべき普通交付金の額は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える額(財源不足額）とする。 ただし、財源不足額合算額が普通交付金の総額を超える場合は、割落とし式により算定した額とする。 3 普通交付金の総額が前項ただし書の規定により算定した額に満たない場合は、特別交付金の総額から充当する。	第６条（普通交付金の算定等） 1 普通交付金の交付（同左） 2 特別交付金の充当（同左）	
	第 210 条の 13 （特別交付金の額の変更)1 普通交付金の総額が財源不足額合算額を超える場合は、特別交付金に加算	第６条（普通交付金の算定等） 3 特別交付金の変更（同左）	
	第 210 条の 14（条例で定める割合の変更） 1 普通交付金の総額が引き続き財源不足額合算額と著しく異なることとなる場合は、条例で定める割合の変更を行う。	規定なし	
第 282 条 3 都は、財調に関し、総務大臣に報告しなければならない。	第 210 条の 15（報告） 1 特別区ごとの交付金の額、基準財政需要額、基準財政収入額の算定方法等の報告		
第 282 条 4 総務大臣は、財調に関し、助言又は勧告をすることができる。			
第 282 条の２（都区協議会） 2 財調に関し条例を定める場合は、あらかじめ都区協議会の意見を聴かなければならない。	第 210 条の 16（都区協議会） 　協議内容、組織等を規定		
		－都条例において規定－ 第２条（用語の意義）第７～８条、第 13～16 条（交付金の算定期日等）第 17 条（端数計算）第 18 条（委任）附則（算定に関する規定あり）別表（単位費用表）	第 25 条（端数計算） 附則（施行期日等） 別表（補正係数等）

（注）恒久的な減税に伴う調整措置に関する規定は省略

都区間の税配分の特例と都区財政調整制度の概要

※数字は、29年度決算（単位：百億円）
表示単位未満四捨五入のため、合計は一致しない。

一般的に府県事務 → 府県財源 → 都税等 338（府県分住民税、事業税、地方消費税 等）

移転 (38)

政令指定都市制度では対応できない大都市地域に都制（特別区制度）を適用
複数の基礎自治体と広域自治体の役割分担により対応

一般的に市町村事務 → 市町村財源 350

広域自治体としての都が、限定的に一部を分担
大都市地域の行政の一体性及び統一性確保の観点から、都が一体的に処理する必要があると認められる範囲

事務配分の特例

① 都と特別区の分担に応じて財源を分ける必要
② 特別区間の行政水準の均衡を図るため、税源偏在を調整する必要

地方消費税交付金等

都税等 215

税配分の特例

税目で都に配分 35
都市計画税、事業所税 等

都区間、特別区間の調整財源を都に配分
固定資産税、特別土地保有税、法人住民税

① 税目で分けるには、税源偏在が著しすぎる
② 都区の役割分担の変動等に応じて調整が必要
③ 各特別区に帰属させると再配分が困難

区税等 136
個人住民税、地方消費税交付金 等

都区間の役割分担に応じて配分 180

都区間の財源配分（特別区全体の財源保障）

団体間財政調整の特例

都分（45%） 81

特別区分（都条例で定める一定割合 ⇒55%） 99

標準的な需要と収入を測定し、財源不足額に応じて各区に配分
普通交付金95%
特別交付金 5%

特別区相互間の財政調整（個々の特別区の財源保障）

団体間協議の特例（都区協議会）

法令で原則、手続を定め、配分割合等の運用は、都区の協議に委ねる

都の府県事務の財源 299

都の大都市事務の財源 116

都の事務の財源 415

特別区の事務（大都市事務）の財源 235

<都区の役割分担の原則>

- ○ 特別区は基礎的な地方公共団体として身近な行政を都に優先して行う
- ○ 都が一体的に処理する「市町村事務」は、限定される
- ○ 法令に根拠のない事務の分担については、都区の協議によって決める

<都区の財源配分の原則>

- ○ 特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように調整税の一定割合を配分する
- ○ 都に留保される事務の財源を都に留保する
- ○ 配分割合については、都と特別区の「市町村事務」の分担に応じて、都区の協議に基づいて定める

※都区間配分の安定化
⇒ 税財政制度の改革、都区の役割分担の変更、その他客観的事由がある場合にのみ変更

《都区財政調整制度の概要》

○都区間、特別区間の財源調整の仕組み
⇒事務配分の特例、財源の偏在等に対応

○特別区の財源保障制度
⇒標準的な行政水準を保つのに必要な一般財源の保障
①特別区全体の財源保障
⇒調整税の一定割合で安定的に確保
（固定資産税、特別土地保有税、市町村民税法人分）
②個々の特別区の財源保障
・基準財政需要額 － 基準財政収入額 ＝ 財源不足額 ⇒普通交付金
・災害等年度途中の特別な需要 ⇒特別交付金

○都区協議会での協議

《都区制度改革のポイントと税財政制度改革の概要》

○巨大都市東京の基礎的な地方公共団体として法定
⇒大都市制度としての都区制度と身近な自治の確立

○都区の役割分担原則の法定
⇒ 特別区優先の原則の明確化と都の役割分担の限定

○財政自主権の法的確立
①可能な限りの税源移譲
②都区財政調整制度を法律上の財源保障制度として確立
③税財政制度においても内部団体性を問われる制度を一掃

○都区協議会の存置
⇒都区間の独立対等性担保のもとでの法定の協議システム

○目的、調整財源、交付の基準等を法定化（自治法282条）
（目　　的）①都と特別区の間の財源の均衡化
②特別区相互間の財源の均衡化
③特別区の行政の自主的かつ計画的運営の確保
（調整財源）①固定資産税　②特別土地保有税
③市町村民税法人分
（交付基準）調整税の一定割合で特別区がひとしくその行なうべき事務を遂行することができるように交付

○総額補てん制度、納付金制度の廃止
○都区間配分の明確化（役割分担に応じた配分、配分の安定）
○算定方法等の改善

地方交付税算定の特例（都区合算算定）

都区間の事務や財源区分等の特例に応じた個別算定は技術的に困難
⇒ **交付税は都区合算で財源保障、個々の特別区は都区財政調整制度で財源保障**

※都の財源超過額 119
（府県分38　大都市分81）
≪実質　都分80　区分39≫

都区財政調整制度の運用上の課題（例）

◇ 都区間の財源配分の適正化

○ **自治法の趣旨に則った役割分担に基づく財源配分の明確化**
　⇒都区のあり方検討の結果で整理

○ 合意事項である変更事由に基づく配分見直しルールの確立

・配分割合は中期的に安定的なものとし、大規模な税財政制度の改正、都区の事務配分・役割分担の大幅な変更、その他必要な場合に変更

○ 事務移譲の際のルールの確立
・当該事務の執行に充てられていた金額と等しい財源を移譲
・財源移譲は、事務の性格に応じ、財調交付金の配分率の変更又は事務処理特例交付金の交付等で実施

○ 都市計画交付金の拡充
・**都市計画税を原資として、都区双方の都市計画事業の実施状況に見合う配分となるようルール化**

◇ 特別区間配分の適正化

○ 算定の簡明化等の改善・合理化
・標準区経費の適正化、基礎的・普遍的事業の的確な算定、標準的・包括的算定の拡大等

○ 自主財源の確保
・各区の自主財源率を概ね 20～30％の範囲内

○ **特別交付金の割合の縮減と算定ルールの明確化**

◇ 特別区の主体性の強化

○ **特別区の主体的な調整結果を反映した区間配分協議の実現**

○ 調整税の政策税制に係る協議ルールの確立
・固定資産税の軽減措置等の取り扱い等

○ 調整税の取り扱いの改善
・調整税の特別会計への直入等会計上の取扱いの改善
・調整税の徴収事務についての都区連携体制の構築

◇ 制度上の問題点や諸改革の動向等を踏まえた制度見直し

○ 現行制度上の問題点の是正
・**年度途中の調整税の減収について、一般の市町村が採りうる減収対策に見合う対応策の整備**等

○ 税源移譲、税制改正、地方交付税改正等を踏まえた制度・運用の見直し

○ 地方分権改革等に対応した制度・運用の見直し

道府県分と市町村分の組替えによる財源超過額の試算（30年度）

□　普通交付税算定結果（積算資料は東京都作成）

（単位：億円）

	基準財政需要額(A)	基準財政収入額(B)	財源超過額(B-A)
市町村分算定額	15,679	24,255	8,576
道府県分算定額	19,957	23,067	3,111
合計	35,635	47,322	11,687

□　都区の実際の事務配分・財源配分に応じて組替えた場合

市町村分で算定されている需要額	消防費、下水道費等都が行っている経費	1,532
	都が財源対策のため発行した起債償還費	822
	包括算定経費	64
	臨時財政対策債振替相当額	0
市町村分で算定されている収入額	市町村民税法人分、固定資産税の45%	5,988
	事業所税等100%	860

組替え後
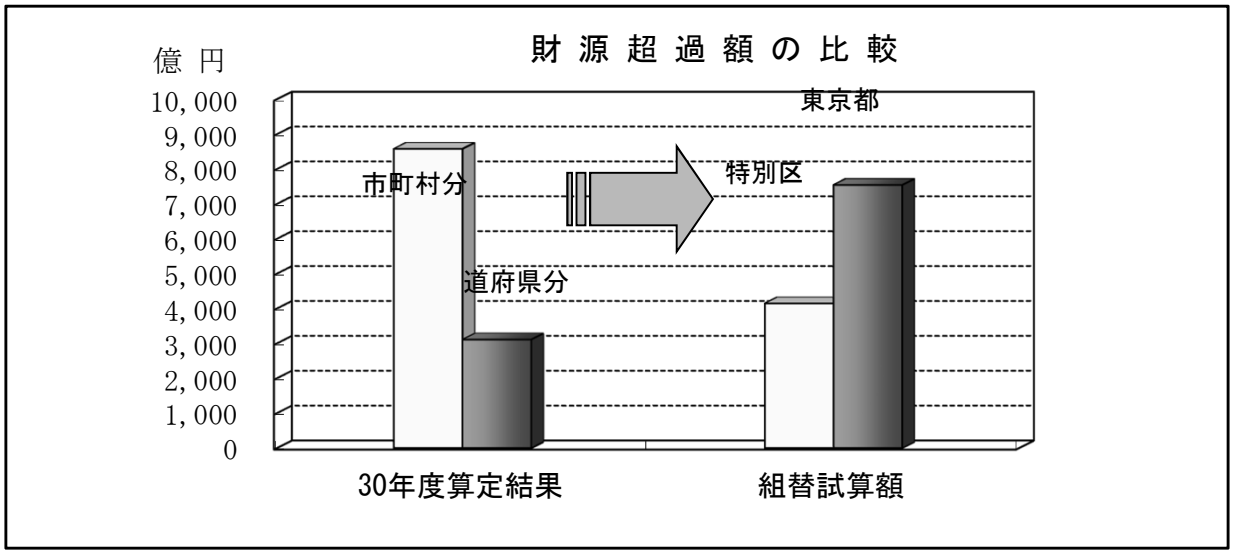
	基準財政需要額(C)	基準財政収入額(D)	財源超過額(D-C)
特別区	13,261	17,407	4,145
東京都	22,374	29,916	7,542
合計	35,635	47,322	11,687